

第百十八回国参議院文教委員會會議録第一号

平成二年三月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員氏名

委員長 柳川 覺治君
理事 木宮 和彦君
理事 田沢 智治君
理事 柏谷 照美君
理事 山本 正和君
理事 井上 裕君
理事 石井 道子君
理事 大浜 方栄君
理事 狩野 明男君
理事 世耕 政隆君
理事 森山 眞弓君
理事 会田 長栄君
理事 小林 正君
理事 西岡瑠璃子君
理事 森 暢子君
理事 高木健太郎君
理事 針生 雄吉君
理事 高崎 裕子君
理事 笹野 貞子君
理事 小西 博行君

委員の異動

三月六日 辞任 大浜 方栄君
補欠選任 石井 一二君
三月七日 辞任 木宮 和彦君
補欠選任 永野 茂門君
三月二十八日 辞任 永野 茂門君
補欠選任 木宮 和彦君

辞任 井上 裕君
補欠選任 野沢 太三君

出席者は左のとおり。

委員長 柳川 覺治君
理事 石井 道子君
理事 田沢 智治君
理事 柏谷 照美君
理事 山本 正和君

委員

石井 一二君
狩野 明男君
木宮 和彦君
世耕 政隆君
野沢 太三君
森山 眞弓君
会田 長栄君
小林 正君
西岡瑠璃子君
森 暢子君
高木健太郎君
針生 雄吉君
高崎 裕子君
笹野 貞子君
小西 博行君

國務大臣

文部大臣 保利 耕輔君

政府委員

文部政務次官 北川 正恭君
文部大臣官房長 國分 正明君
文部省教育助成局長 倉地 克次君
文化庁次長 遠山 敦子君

事務局側

文化庁次長 遠山 敦子君

常任委員会専門員 菊池 守君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○國政調査に関する件

○国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本委員會は、塩出啓典君の退職に伴い委員が一名欠員となっておりますが、去る二月二十三日、針生雄吉君が委員に選任されました。

また、去る六日、大浜方栄君が委員を辞任され、その補欠として石井一二君が選任されました。

また、昨二十八日、井上裕君が委員を辞任され、その補欠として野沢太三君が選任されました。

○委員長(柳川覺治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に石井道子君を指名いたします。

○委員長(柳川覺治君) 次に、國政調査に関する

件についてお諮りいたします。

本委員會は、今期國會におきましても、教育、文化及び學術に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) この際、保利文部大臣及び北川文部政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。保利文部大臣。

○國務大臣(保利耕輔君) このたび、文部大臣を拝命いたしました保利耕輔でございます。

私は、教育、學術、文化、スポーツの担当大臣といたしまして、みずから課せられた役割と責務を十分認識し、種々の課題の解決のために全力を傾注してまいります決意でございます。委員長並びに各委員の先生方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。さしてさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(柳川覺治君) 北川文部政務次官。

○政府委員(北川正恭君) このたび、政務次官を拝命いたしました北川正恭でございます。

微力ではありますが、大臣を補佐し、全力を尽くして、我が國の教育、學術、文化、スポーツの充実発展と課題の解決のために努力してまいります所存であります。委員長並びに各委員の皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(柳川覺治君) 次に、国立劇場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。保利文部大臣。

○國務大臣(保利耕輔君) このたび、政府から提

出したました国立劇場法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これからの我が国は、経済的な豊かさだけではなく、文化的な豊かさを実感できる心豊かな社会へと転換していくことが肝要であります。このため、すべての国民が芸術文化に親しみ、みずからの手で新しい文化を創造していきける環境の醸成とその基盤の強化を図る必要があります。

今回の改正は、このような観点から、芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の振興または普及を図るための活動に対し幅広く援助を行うためのものであり、その内容の概要は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を「日本芸術文化振興会法」に改めるとともに、特殊法人国立劇場の名称を「日本芸術文化振興会」に改めることとしております。

第二に、振興会の目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための活動その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助を行うことを追加することとしております。

第三に、振興会でない者は日本芸術文化振興会という名称を用いてはならないこととしております。

第四に、振興会の業務に、(一) 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための公演、展示等の活動、(二) 文化施設において行う公演、展示等の活動または文化財を保存し、もしくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、(三) その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸芸術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術または技能の伝承者の養成その他の文化の振興または普及を図るための活動に対し、資金の支給その他必要な援助を行うこと等を追加することとしております。

第五に、振興会は、援助業務に必要な経費の財

源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設け、政府からの出資金と政府以外の者からの出捐金をもってこれに充てるものとしております。

第六に、関係法律の改正等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(柳川寛治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○会田長栄君 会田でございます。

国立劇場法の一部改正に関連をして、以下質問をいたします。与えられた時間が非常に短いので率直にお伺いしたい、こう思います。

まず、文部大臣にお伺いいたします。

我が国の芸術文化振興政策については、中央教育審議会あるいは文部省の各種検討委員会などから繰り返しもろもろの答申が出されていると思いますが、そのような意味から、まず一つは、文化行政をどのように認識し、どのように位置づけをして進めようとしているのか、御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま先生から御指摘をいただきました、文化行政をどのように認識してこれに当たっていくかという御質問でございます。

今日、日本の国民の文化に対する関心が非常に高まってきておりますし、国際的にも我が国が文化面で貢献をしていかなければならないということが求められておるわけでございます。これから我が国は、経済的に豊かというだけではなくて、文化的にも豊かさを実感できるような心豊かな社会へ移行していかなければならない、このように考えておるところでございます。

これらのことから、我が国の伝統文化、これは貴重なものがたくさんございますけれども、そういったものを継承しながら、また一方で、新しい形の芸術文化の創造でありますとか発展を図っていくことが必要であろうかと思っております。芸術文化の水準を高めるとともに、国民が文化を身近に感じてさらに親しみ、みずから文化の創造に参加できるようなこととするなど、広く文化の振興を図っていくということが必要だと私は認識をいたしております。

文化行政はこのためにいろいろな基盤の整備を図っていくことが必要だと考えておりますし、これまでも諸施策をいろいろと講じてまいりましたわけでございますが、このたび芸術文化振興基金の創設をお願い申し上げております。これによってさらに文化国家としてふさわしい心豊かな社会をつくっていくかなければなりません、もとより文化の振興は先ほども申しましたとおり極めて重要な事項と考え、私も一生懸命に努力をして文化振興のために働いてまいりたい、このような覚悟をしておりますことを申し上げさせていただきます。

○会田長栄君 今、御所見を伺いましたが、国民の文化的要請がまことに強い、国際的にも国内的にも、経済大国と言われている我が国にとりまして今日ほど芸術文化振興策が叫ばれるときはないという力強い御所見を聞きました。これは長い間、もろもろの審議会の中でも答申が出されているとおりの実行策が政府予算案の中でどうしても常に弱い、そういう感じは免れません。

もう一つお伺いしますが、平成元年の五月十六日に取りまとめられて提出されている「国際文化交流に関する懇談会報告」で、国際社会に生きる日本として何が不可欠であるとの報告書は指摘してございますが、担当官にお伺いしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 御指摘の懇談会の報告書につきましては、今、手元にございませんけれども、当時携わっておりました者としての記憶によりますと、これは国際文化交流という角度でのい

ろいろな施策の重要性について書かれておりまして、その基盤としての日本の文化のさまざまな条件整備の必要性について書いてあると思っております。それは芸術文化の振興に関する事柄もあり、また文化財の保護の充実についても御指摘があったところでございます。

具体的には、第二国立劇場の問題なり、あるいは芸術文化等の振興に資するための財政基盤の充実なり、文化財についても具体的な交流の必要性の申しについて書かれていたと存じます。

○会田長栄君 私から言わせれば、国際社会に生きる日本として何が不可欠であるかの結論というのは、この芸術文化活動振興予算の拡充が絶対必要であるということを読み取りますが、これに関連をしてお尋ねいたします。

文化庁が発足する以前、国の一般会計予算の中に占める文化予算はどのぐらいでございましたでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 文化庁が発足いたしました後のことではなくてそれ以前のということでございますので、具体的な数値を現在持ち合わせておりませんので、また追って御報告申し上げます。

○会田長栄君 私は、長い間芸術文化振興策というものが叫ばれて今日まで来ているが、たまたま文化庁が発足するときは行政改革というものに名をかりて実は発足している、こういうように認識しているんです。したがって、本当に芸術文化振興策について基本的に日本の政策を改めるといふところから出発したのではないというように受け取り方をしているものですか、今、国立劇場法の一部改正するときにはこの議論が非常に大事だと思ってお聞きしているわけでございまして、二十年前、文化庁が発足する以前の文部省の一般会計予算の中に占める文化予算の比率というものについても私はもう一度振り返っておく必要があるということをお尋ねするわけであります。

○政府委員(遠山敦子君) 今、記録にございます

のは、発足時の文化庁予算が全体の文部省所管一般会計に占める割合等についての数値がございす。それは恐らくそれ以前の数値を引き継いだものであろうかと思うわけでございすけれども、文化庁予算が文部省の一般会計に占める割合といましては〇・七五％でございす。

○会田長栄君 それでは、それに関連をいたしまして具体的な比率をお聞きしたいわけでありまして、平成元年度の文化庁予算が政府の一般会計予算の中に占める比率はどうだったでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 平成元年度の文化庁予算は四百九億四千五百万円でございます。これが我が国の一般会計の予算額に占めます比率は〇・〇七％でございす。

先ほど申し上げましたのは文部省の一般会計に占める文化庁の予算の比率でございまして、今の御質問に関連いたしまして四十三年のものを申し上げますと、〇・〇九％でございす。

○会田長栄君 依然としてその予算的裏づけというのは、傾向としては変わらない状況にあるんです。したがって、経済的な豊かさを脱皮して心の豊かさをということが、今、教育界でも大きく取り上げられているところでございす。しかし、言われている言葉と中身というのを見ると、政府の対応としては依然として似た傾向にあることを指摘せざるを得ません。

したがってここで、単純な比較はできないと思ひます。行政制度や文化芸術振興策とかかわりがある単純な比較はできないと思ひます。が、欧米の文化予算というものが一般予算の中で一体どのような比率になっているのかということ、これは文化庁も正確にお調べになっていることとでございす。ようから簡潔にお答えいただきたい。

○政府委員(遠山敦子君) 諸外国の文化関係予算は、御指摘のように、それぞれの社会的な背景なりのあるいは芸術文化に対する施策の歴史なり、あるいは国内の制度によりましてさまざまであるわけでございますけれども、私どもが調べました範

囲内におきまして欧米五カ国の文化予算を見てみますと、それがその国の一般的な政府の予算額に占める割合は、イギリスにつきましては〇・三七％、フランスにつきましては〇・八一％、イタリアは〇・七七％、アメリカ、西ドイツは連邦制をとっておりまして、これは連邦政府の予算の中に占める文化関係予算は極めて低いものでございす。

以上のような状況でございす。

○会田長栄君 欧米の芸術文化振興予算に関しては、これは政府と地方、日本でいえば地方自治体との関係がありまして、政府の一般会計予算の中に占める比率というのは我が国と似通ったような数字になっておりますが、民間団体その他を含めると非常に高い数字になっていることは皆さんも調査の上で御承知のほうでございす。そういうことを含めまして、我が国の芸術文化振興策にかかわる予算措置というのは大変低いことは間違いございません。

なぜ日本はこのような現状になっているのか、その一番の要因は何だと思ふか、この点についてお聞きいたします。

○政府委員(遠山敦子君) なかなかお答えしにくい御質問でございすけれども、文化庁といたしまして、発足後二十年を一昨年迎えて、いろいろな施策の展開につきましては努力がなされてまいりましたと思ひます。

文化政策の中には、大きな文化施設をつくるべく仕事でありますとか、あるいは文化財の保護でありますとか、芸術文化の支援のための各種の施策とかあるわけでございすけれども、それらが大きく花開こうとする段階でありましたところにちよと厳しい国の財政状況というものがあつたとして、そのような制約もあつて伸びなかった面もあるかと思ひますけれども、その中でそれなりに、シーリング等の厳しい制約の中でもさまざまに努力をして、減であるよりは少しづつ伸びてまいってきたというふうと考えております。

○会田長栄君 私は率直にこの委員会で見解を聞

きたいわけですが、文化庁は平成二年度の概算要求を出しました。しかし、ここ三年の状況を見ると、芸術文化の振興策にとつては実は今日が最もよい財政的チャンスではなかったのかと私は思つてゐるんです。それは御承知のとおりか。つてないほどの税収の伸びがある、これはもう補正予算を審議しても明らかでございす。とりわけ、日本構造協議の中でも公共投資の問題が相当かましく議題になっている。

したがって、平成二年度の概算要求が最もいいチャンスではなかったのかと思ふにもかかわらず低い概算要求を抑え、その低い概算要求ですら実は値切られているのが現実ではないですか。概算要求どおり認められたとすれば、それは文化庁の姿勢にかかわつてくることとでございす。それはそれでいいです。しかし、概算要求で示した文化庁の主張というものが、その後の査定、そして平成二年度の予算編成に当たつて一体現実的にどのようになつて認められているのかということにつきましては、これと大きくかかわつてまいりますから、この点は率直にお聞きしておきたい。

○政府委員(遠山敦子君) 平成二年度の予算につきましての要求額は四百四十五億余でございまして、対前年度伸び率は八・七％でございす。平成二年度の予算として御審議をお願いすることになつております額は四百三十二億余でございまして、対前年度の伸び率は五・六％でございす。

この数値は、国の一般会計の伸び率なりあるいは文部省予算の伸び率なりに比較いたしますと、この五・六％という数値はそれでは配慮がなされてゐる率だというふうにご覧願ひいたします。

○会田長栄君 ここで文部大臣に決意のほどをお聞きいたします。

文部大臣も御承知のとおり、行政改革という政策が執行されて以来、教育予算も大幅に抑制されてきた。もちろん、教育予算が抑制されてきたわけでありまして当然にして文化庁予算も抑制されてきた。しかし、ここ三年、先ほど申し上げたとおり日本の財政状況というのはかつて

ないほど好転している。その意味で私は、今まで欧米に比べて非常に弱かつた芸術文化の振興策について具体的、積極的に取り組む最大のチャンスといふのは平成元年度、二年度ではなかったのかと思つてゐるわけでございす。

しかし、かねてから文部省は、欧米との比較の中で大きく立ちおくれしている我が国の芸術文化振興策について大いに拡充発展を図らなければならぬと今日まで主張してまいりましたにもかかわらず、どうしてもこの問題について具体的、積極的な方策が講じられないまま今日まで来たという状況であります。日本の農水問題ではかつてない実力者を今度は文部省に迎えたというこの機会に、かねてから文部省が主張してきた芸術文化振興策の立ちおくれというものを一気に挽回する、そのチャンスだと私は思ひますので、この点、平成二年度以降の芸術文化振興策についての決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま先生からお話でございまして、私も実は文教と違つた分野で働いてまいりましたが、文教につきましてはこれから先生方の御指導をいただきながら勉強をしていかなければならないというふうにご覧願ひいたします。

しかし、私の個人的な経験を申し上げて大変恐縮でございす。フランスに五年、駐在して仕事をいたしましたという経験を持っております。その中で、フランスの芸術に対する、あるいは文化に対する予算が国全体の〇・八％であるという文化庁次長からの御答弁がございまして、私も、ヨーロッパの各国がかなり文化財の保存あるいは芸術文化の振興のために一生懸命に努力しているというところを、薄々とはございす。肌で感じてまいりました。

そういった経験を生かしながら、今後の教育、文化あるいは芸術文化の振興のためのいろいろな予算について、これは国でございすからそのときそのときの財政事情もございす。政治的にはなかなか現実には厳しい面もございすので一挙にというわけにはいきませんが、粘り強

い努力をもつて説得をし、そして、この芸術文化の点については野党の先生方、与党の先生方を問わず振興について御尽力をいただいているというそういう気持ちをしつかり胸に入れて、今後の予算獲得あるいは予算の拡充に向けての努力を私なりにしてまいりたい、こういう決意をしております。すことを申し上げたいと存じます。

これは与野党問わず、一日も早く拡充発展させなければならぬという基盤は私は一致していると思うので、それをやはり具体的にどのようにつけていくかということにかかっていると思うわけであります。

思います。過日、茨城県の水戸市で芸術館というのが開館されました。これは学術、芸術、文化に関する総合的な活動をしているための拠点づくりということで水戸市が取り組んだと聞いておりますが、この芸術館の運営費に水戸市は一般予算の1%を充てるという決断をしたわけでございます。今、地方の自治体が悪い切つてそういうことに踏み出してきている現状にありますが、このことについての御所見があったら、ここでついででございまして聞いておきます。

ましましては、中央、地方とも関心を持ち、また地方の皆様方におかれましても大変御尽力をいただいておりますということに対して敬意を表したいと存じます。たまたまある地域の点について先生からお触れをいただきましたが、大変な御決断であり御努力であるというふうに私は敬意を払いたいと存じます。

今後、地方、中央相協力をする中で、日本の芸術文化の振興あるいは文化遺産の保護、そういった問題について取り組んでまいりますように私も留意をしてまいりたいと思っております。

力しているにもかかわらず遅々として欧米におくれをとっている最大の原因は、大蔵省がこの政策

に前向き積極的に転換しないところにある
 と思っております。何としても大蔵省を動かして、
 長年の課題でありますこの芸術文化の振興策が具
 体的に進められるように、改めてお願いしておき
 ます。

そこで、もう一点振り返って、文化庁が発足して二十年になりますが、発足当時、初代の文化庁長官は発足に当たっての決意のほどを披瀝し、同時に当面の具体的重点施策を掲げておりますが、この二十年間の経緯、努力の成果、そして課題などについてお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(保利耕輔君) 先生御指摘のとおり文化庁発足後二十年たつわけでございます。昭和四十三年の六月に文化庁が発足をしておるといふに、私、認識いたしておりますが、当時、二十年前のことでございますが、芸術文化の振興と普及、それから地方芸術文化の振興、あるいは国際文化交流の振興、活発化、あるいは史跡、重要文化財の保護などが課題であったというふうに私も聞いておるところでございまして、その後こういった線に沿つていろいろな施策が講じられてまいりました。ちなみに、文化庁発足後五年がたちました段階で、文化庁で取りまとめました当面の重点事項というようなものが九項目ほど整理をされております。

これは昭和四十八年、一九七三年にパンフレットになって文化庁から出ているわけでありすが「同じようなことを申し上げておりますはかに、著作権あるいは国語政策等、あるいは国宝、重要文化財の保護とか、あるいは明治関係の文化財の保護、あるいは国立文化施設の整備、こういったものを加えまして九項目の重点事項の整理がなされております。さらに下りまして昭和六十三年の六月に文化白書が出されまして、この中でかなり整理をされた今の問題点が紹介されております。こうしたいろいろな問題点は今日もなお課題として非常に重要なものと考えておりますが、同時に、最近は国際交流の面でも文化というのが意識をされてき始めまして、日本の文化財が海外

にかなりございますが、そういった文化財の調査あるいは保全等についてのいろいろな協力体制も今後の重要課題の一つというふうに認識いたしておるわけでございます。

総じまして、こうした経緯があり、二十年間ずっと文化の維持発展あるいは振興ということについてずっと述べられてきておるところでございますが、こうした先人の御努力を体しながら私も今後の文化行政を進めてまいりたい。そして、先ほど先生から御指摘がございましたが、財政当局も財政運営については大変厳しい考え方を持っておるときではございますが、財政当局にいかに関の文化振興ということが重要なのかということ、私は私の立場からしつかりお願いをしてまいりたい、このように考えておるところであります。

（全日長）では、実は芸術関係団体の活動に対する助成を強化するというのが発足当時の重点施策の重要な項目でございました。それではこの芸術関係団体の活動に対する助成がこの二十年間でどのように推移しているかという点、これまたそんなに褒められたものではございません。こういうところからいって、私はやはりどうしても文化庁が、財政的にも政策的にももう少し強固に一步踏み出さなければいけない、こう痛感しているものでございますから、どうぞその点は今後ともよろしくお願いしておきたい、こう思います。

とりわけ中央、地方における芸術文化の格差問題というものを解消し特色を生かして発展させていくということをその当時最大の課題にしたいというのでありますから、それらもう御努力をお願いしたい、こう思っているところでございます。次に、国立劇場法の改正にかかわって端的に御質問申し上げます。

この法案の成立によって特殊法人国立劇場は、第二国立劇場、芸術文化基金等、事業分野が拡大いたしますが、理事会、評議員会のあり方はどうなるのかということをお尋ねいたします。

○政府委員（遠山敦子君） 現在の特殊法人国立劇

それで役員につきましては、これは政府の統一方針といたしまして、行政改革の趣旨にのっとり特殊法人の役員の増員を厳に抑制しているところから、今回の法改正におきましても定数の増を行わないで既存の役員の定数の範囲内で、新たに加わる基金の業務についても職務分担の変更を行って対応するというところでございます。新たな基金の仕事は大変重要ではございますけれども、既存の理事の職務の分担を変更することによって対応するというところで支障は生じないものと考えております。

また、評議員につきましては、特殊法人の業務運営について高い見地から意見をいただくものでございますので、従来から芸能、伝統芸能関係者に限らないで広く人格、識見の高い有識者の中から任命してきたところでありますので、今回も特に定数の増は行わなかったものでございます。

ただ、実際の配分についての決定に当たりましては、専門家等より成る審査機関を設けて幅広い御意見を吸収しながら適正な運営を図っていくというふうに考えております。

○会田長栄君 事業が拡大するということでありますから、本来的には理事会、評議員会のあり方についてもこれは拡大をし充実していくというのが趣旨であります。運営費その他またここでも金の問題が出てきて、このままいこうとする考え方であるということがわかりました。しかし私は、決してそれは芸術文化振興策にとり好ましいことではない、こう思っているところでございますから、今後ともその点については検討してほしいという意見を出しておきます。

次に、芸術文化振興基金の運営への芸術家あるいは文化人等の関与の問題について二、三点お聞きしておきます。

基金からの援助の方針や援助対象、援助額の決定は、芸術的価値の高さ、社会的重要性などを公正、公平に評価して行われるべきものであると思いますが、それを保障する機構、仕組みをどうするのかということ是非常に大事な問題だ、こう思います。その点で三点お伺いいたします。

援助対象の選定、援助額の決定を公平、公正に行うには、援助の対象となる芸術についてその芸術的価値を正しく評価しなければなりません。この意味で、援助対象の選定に係る専門委員会というものを構成することになるわけでございまいしょうが、これには芸術家、舞台芸術家等を多数参加させるべきだと私は思います。この点についてまず第一点、お聞きしたい。

それから第二点は、当然これは専門委員会のようなものを設置して運営されるものだと思いますが、この専門委員会に参加する芸術家、舞台芸術家は特定の傾向を代表するものであつてはならないと私は思っております。援助を公正、公平に行うためには、イギリスのように一千人の芸術家の参加とまではいかなくても、相当多数の芸術家の参加を前提とすべきと考えますが、どのような規模の専門委員会を考えているのか、それをお聞かせ願いたい。

三つ目は、援助対象の選定でありますとか援助額の決定の前提となる援助方針を協議するのはどこでありますか。恐らく運営委員会だと思ひますが、基金の存続理由にもかかわつてくる重要な点でございますから、この点につきまして、この運営委員会にも芸術家や舞台芸術家、さらには広範な国民の意見を反映するための代表なども参加させるように考えておられるのかどうか、お聞きいたします。

○政府委員(遠山敦子君) 三点のお尋ねがございました。

まず第一は、配分といひますか援助の対象とな

るものの選定に当たりまして専門委員会を置くのではないかと、その専門委員会には芸術関係の専門家を大いに参加させるべしということでございますが、これは御指摘のとおり、基金の事業運営に關しましては芸術家はもとより各方面の御意見を反映させる必要があると考えておりまして、専門委員会を設け、そして芸術文化関係者、民間人、学識経験者等から成る組織構成によつてこれを運営していくつもりでございます。

その規模いかんということでございますが、援助対象はかなり広範な中身を有しております。したがひまして、分野ごとに専門委員会を置いて、そこに芸術文化関係者等から成る専門委員を置いて審査をいただくということにならうかと思ひます。その規模そのものはまだ現段階では確定はいたしておりませんが、今回の基金の業務内容が適正に行われるにふさわしい形で組織されるものと考えておりまして、それに参加される人々の数は三けたに達するというふうに考えているところでございます。

また、事業の運営につきましての基本方針を決める仕組みといたしましては運営委員会のようなものを置くということにならうかと存じますけれども、その場合におきましても、事業の円滑かつ適正な運営に資するために、芸術文化関係者、民間人、学識経験者等、広く御意見を反映させる仕組みにならうかと考えております。

○会田長栄君 続いて、この法案には建設省設置法の一部改正も提起されております。この点について、結論から申し上げますと改正の必要はなかったのではないかと私は思ふわけであります。なぜ改正するのか具体的な見解をお聞かせいたひ。

○政府委員(遠山敦子君) 特殊法人国立劇場の施設につきましましては、これまで国が建設工事を行ひましてその施設を国立劇場に現物出資してまいつたところでございます。今回、芸術文化振興基金を設けまして芸術その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助を行うことになつ

たわけでございますけれども、この新しい業務を行うに当たりまして必要になる事務所等につきましては、新しくなる日本芸術文化振興会が自己財源で建設することも考えられるわけでございいます。

この場合、その建設工事につきましては公共性を確保する必要があるわけでございまして、そのような角度から建設省に委託して行うことが適当であると考えておりまして、このため今回、建設省設置法を改正いたしまして、仕組みとして、そういう必要が出てきた場合にその制度を持ち得ることができるようこの規定の改正を行うということでございます。

○会田長栄君 それではそれと関連をして、振興基金の運用益といふのは専らソフト面に使われると思ひますが、施設、建物の建設にも使う予定はおありなんですか。

○政府委員(遠山敦子君) 運用益の利用の内容につきましては、これから法案成立後、振興会においてこの法律の趣旨に沿つて具体化されることであると考えております。当面は、施設費等の建設費についてそれを使うということは具体化はまだいたしておりませんが、仕組みとしてそういうこともあり得るということで先ほどの改正につながつたわけでございます。

○会田長栄君 そうすると、この芸術文化振興基金の運用益といふのはソフト面にだけ使う、そういうことなんですね。

○政府委員(遠山敦子君) 劇場法の改正の中に明瞭に書いてございしますように、主としてソフト、ほとんどの部分が芸術文化振興のためのソフトの経費ということに使われることにならうかと存じます。

ただ、この運営に当たりましては、基金の事務的な経費なりその最小限要する物件的な経費なり、それらのものも運用益の中から、ごく一部でございしますけれども、当然その運営を図るために支出する必要があるわけでございまして、ただ事業の内容としてはソフト面重視ということはいく

ことにならうかと思ひます。

○会田長栄君 ちよつと私、頭が悪いからわかりにくいかもしれませんが、施設建設にはこの芸術文化振興基金の運用益は使わないのか、使ふという意味でおしやつたのか、どちらなんですか。

○政府委員(遠山敦子君) 先ほどもお答えいたしましたように、この運用益は、法案の十九条第一項第一号の援助業務、それからその附帯業務に充てられることとしておりまして、基本的には芸術家あるいは芸術団体等に対する助成金に充てられるものでございます。

それで、基金の援助業務遂行に当たりまして必要となる人件費、事務経費等は、業務遂行に必要な財源を運用益によることとしている他の特殊法人と同じように基金の運用益で措置することいたしてございまして、もしその必要が出てまいりました場合には、基金の事務所を建設する場合運用益の一部を充てることもあり得るということでございます。ただ、その場合におきましても、助成金の交付に影響が出るような額を建設費に充てるということはお考えておりません。

○会田長栄君 最後でございますが、文部大臣、初対面でございますからどうしても御所見を伺つておきたいことが一点ありますのでよろしくお願ひいたします。

過日の補正予算を審議する参議院予算委員会におきまして、連合参議院の委員の方から海外協力隊に關しての御質問がございました。その際、文部省の初中局長から答弁がございましたが、その答弁などにつきまして文部大臣の御所見を伺つて、私の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(保利耕輔君) 青年海外協力隊の皆様方が常日ごろ日本の国際活動に貢献をしておられるということについては私は心から敬意を表しております。今後もちょうしつた形の活動が正しい形で進められていくことについては、私もそうあつてほしいと望んでいるところでございます。

ます。

なお、過日の参議院の予算委員会におきましてこの問題が提起をされたところでございますが、もし初等中等教育局長の言葉が足らず、あるいは不適切な点があり青年海外協力隊の皆様方に御不快の念をお与えしたということであるならば、その政府の答弁は大変まいことであつたというふうな申し上げた次第であります。今後とも十分この問題については留意をし注意をしてまいりたい、こう思っております。

○会田長栄君 終わります。

○森幡子君 まず最初に、今回の振興基金の対象である芸術と文化ということについてお聞きしたいわけですが、文化というのは広辞苑によりますと、人間が学習により社会から習得した生活の仕方、つまり衣食住にすぐ関係があるということと、技術とか学問とか芸術とか道徳とか宗教とか、生活形成の中でいろいろに關係のあるものが文化ということになっております。

そうしますと、その文化を高め豊かにするのが芸術活動であるというふうにとらえたときに、このように「芸術文化」と芸術が先に来ていてこの名称について、どういふようなお気持ちがあつたのかということがまず一点です。私は、文化というのがまずごく広い範囲の人間の生きていく生活のすべてにあつて、それを豊かに高めていくのが芸術活動であるというふうにとらえているわけなんです、それに対して「芸術文化」と名前をつけたことの意味合い、それをまずお聞きしたいと思ひます。

続いて、それではその文化が大変範囲が広いとなると、我が国全体を考えるとこれは大変な量になつておるわけですが、その保護すべき文化の範囲をどうとらえていられるのか、それについて国としてどういふ決意でいらつしやるかということとをまずお伺ひしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 国立劇場法の改正の際に、「目的」の中にある、基金の援助の内容、あるいはそれらも含めて広く、「もつて芸術その他

の文化の向上に寄与することを目的とする。」というふうな第一条が改正されております。もとも「文化の向上に寄与することを目的とする。」というところは現行法にもあるわけでございますが、「芸術その他の文化の向上に寄与する」ということに改めましたことも起因いたしまして、今回の日本芸術文化振興会というふうな名称も生まれたわけでございます。

文化とは何か、芸術とは何かということは恐らく委員の方が深い御見識がおありにならうかと存じます。文化につきましてはいろいろな考え方が人さまざまにあるわけでございますけれども、文化庁でも文化白書の中にそのようなことも記述されているわけでございます。

今回の改正に伴つての文化は何を考へているかということでございますけれども、「目的」で述べているところの「芸術その他の文化」という範囲は広いものがあるわけでございますが、法体系といたしまして、やはり文部省設置法の中に文化の定義もございまして、そのようなことを考へ合わせますと、ここで考へております文化といたしましては、これは現在の文部省設置法第二条の「定義」であるわけでございますが、

「文化」とは、芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。ということ、別途、特別法で書いてございまして著作権法に係る権利は直接含まれないものと考へますけれども、芸術を一つの代表として見る広い文化の活動の中で、今申し上げたような定義に係るような事項についてこれの振興を図つていくというのが今回の改正の内容でございます。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま詳細については文化庁次長からお答えを申し上げたとおりであります。文化という漢字二文字であらわされた概念というものを正確につかまえるということとはなかなか難しゅうございまして、またいろいろな説もあろうかと思ひます。人間がこの地球の上に

誕生いたしましたから長い期間がたつわけでございますが、その人間のあらゆる活動の中で築き上げてきたものを、これを広く文化とらえるということになりますと、人間活動そのものがもう文化というふうにとらえられるわけでありまして、

今般の芸術文化振興基金の中で申し上げております狭い意味の文化ということでは申し上げられませんが、今、文化庁次長がお答えを申し上げたとおりでございますけれども、広い意味でとらえますならば、食生活も文化でありますし、また産業も文化でありますし、その他もろもろ文化に含まれるものから、ここではある意味での限定的な、「芸術文化」という名称である範囲を限定させていただいた、このように理解をいたしております。

○森幡子君 それでは、文化の中でも芸術を中心によつていふことがよくわかりました。次に、亡くなられた大平総理大臣の私的諮問機関、文化の時代研究グループというのが昭和五十五年に報告書を提出なさつております。その中でやはり文化行政の躍進の充実が望まれていて、政府みずから文化を高めていかなければならない、そのためには芸術文化振興の機能をつくるようにいふようなことが書かれていたわけなんです。この報告が出されたから既に十年近くたつていふんですけれども、その間、政府はどのような対策をとつてこられたのか、簡単にその経緯をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(遠山敦子君) 昭和五十五年七月にまとめられました文化の時代研究グループの報告におきましてはさまざまなことが御提言されておりますけれども、文化の担ひ手の養成でありますとか、文化振興会など制度や組織の整備、あるいは税制改正と予算の拡充、民間の活動に対する顕彰、地方における文化の振興などがございまして、文化庁といたしましてはこの提言に沿つて可能なものから逐次実施に移してきたところでございまして、具体的には、例えば文化の担ひ手の養成に關しましては、国立劇場における伝承者養成事業でありますとか、芸術家の在外研修、国内研修、

あるいは地域の文化施設に対する援助でありますとか、文化会館の職員を対象とした研修などがございまして、税制改正につきましても、今年度、特定公益増進法人の非課税措置の創設などを行つてまいっております。

民間の活動に対する顕彰についても、芸術選奨でありますとか芸術作品賞など、すぐれた芸術的な効果をおさめた芸術家等の成果を顕彰するといふようなこともいたしておりますし、地域における文化振興に功勞のあつた人々を顕彰するといふような仕事もいたしております。

その他、国民文化祭の開催でありますとか地域への指導者派遣事業等さまざまな事業をいたしておりますが、特に組織の面につきましても御指摘に沿つて、今回、芸術文化振興基金を創設することといたしまして現在御審議をいただいておりますところでございます。

○森幡子君 その経緯を聞いてみましたが、それから文化庁の予算額の推移を見ましても、まだまだもつと文化に対して本腰を入れていかなければいけない。日本もそういう時期に来ているといふことは会田さんの方からお話があつたと思ひますが、もつと本腰を入れて文化について取り組んでいっていただきたいと思ひわけで、今回のこの振興基金の設立に關してもちろん反対ではありませぬけれども、余りにも簡単な審議でいつてしまふといふことに私も不満を感じる。国会においても十分な審議をしていただきたいと思ひます。

また、今回、補正予算で基金を手当てするといふふうな簡単なことでこれが経緯してしまふといふことに大変不安を感じるわけですが、この補正予算で基金を手当てすることになつた理由をお聞かせ願ひたいといふふうに思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) この基金の設立は長い間望まれていたものでございまして、随分いろいろな構想、考え方が出てまいつておつたことは私も承知をいたしております。しかしながら直接

のきつかけになりましたのは、昨年の十二月に芸術文化振興基金推進委員会というところから具体的な御提言がございまして、民間の方もこの基金の設立には賛成であり、自分たちも応分の資金を出したいのでぜひその受け皿をつくってほしい、そしてまた政府もこれに資金を出してほしいという御要望があったわけでございます。

その機会をとらえまして、長年、基金の設立が要望されておったことでもありますので、文部省、文化庁と財政当局と相談をされ、補正予算という形で五百億の予算をいただくという話がつき、それによってこれがスタートをいたしました。そしてその基金の受け皿となるものを、国立劇場、今度法案を通していただきますれば芸術文化振興会というふうになります、その中に基金を取り扱う部門をつくりまして、それを受け皿として民間からの資金をちょうだいする。

こういうことでスタートをさせていただきました。たもので、極めて緊急な事態として、昨年の暮れに起こったその民間からのアピールを受けて設立をしたという経緯がございまして、それから補正予算に計上をさせていただき、これを設立の方向へ持っていく、そして長年のこの基金の設立の御要望にこたえるべく努力をしたところでございます。

○森嶋子君　こういう国の文化を高めていくというふうなものが、緊急の事態で設立されたり、それから民間からのアピールがあつてから国が動くというのはいまだに思っているのではないかと、うふうに思います。

いずれにしても、こういう次の社会を担っていく子供たちとか社会人にとって重要な法案が、こういう簡単な、安易な形と言つたらちよつと失礼かも知れませんが、そういうことではなくて、やはり設立の仕方については本心に格調の高い、国民が納得のいく形であつてほしいというふうに思ふわけです。大幅に財源が余つたらから政策的にばらまきとかいうふうなものが感じられるんですけれども、やはりこういうことは財政上の

民主主義の破壊につながると思います。

そういう意味で、ぜひ今度からは本予算の中でこの基金の上積みをしていくという要求を通していくべきだと思ふんですけれども、その辺の覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君)　私もこの基金は多ければ多いほどよいというふうな考えでございまして、芸術文化の振興のためにはぜひそうあつてほしいものだと思つております。

しかしながら、先生御承知のとおり政治というのは現実のものであり、また財政上いろいろな制約があるということにつきまして先生よく御承知のとおりでございます。現実にはシーリングというふうなものも行われ、健全財政を目指して財政運営をやっている財政当局の考え方も私からはわからないわけではないわけでありまして、

しかしながら、この芸術文化振興基金の充実につきましては今後とも、先生御指摘のとおり必要なことだと思ひますので、私、文化庁の皆さんとともに、そして先生方の御支援を受けながら頑張つて、これの上乗せを少しでも図っていくべく努力をしてまいりたい、このような覚悟でおりますことを申し上げさせていただきます。

○森嶋子君　ありがとうございます。ぜひ本予算の中で文部大臣の方から強く要求していただきたというふうに思います。

法律に關してですが、こういうふうなものを国立劇場法の一部を改正するという形の中に入れるということに対して私も不満に思つてゐるわけ、こういう新たなすばらしい事業をやっていくについては独自の特殊法人というものをつくつて、そこでやっていくかなければならないのではないかと思ふんです。それについて今お聞きしましたら、今の体制で役割分担を変えて当分は対処するといふふうなお考えのようなんですけれども、それでやっていくのかどうかということを変え不安に感じられるわけです。どうして独自の新たな特殊法人がでなかつたのか、そういうあたりをお聞きしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君)　今回の芸術文化振興基金を新しい特殊法人ではなく特殊法人国立劇場に設置することとした理由をいたしましては、簡素にして効率的な行政の実現を図るために既存の機構の合理的再編成により対処するという行政改革の趣旨を踏まえながら、特殊法人国立劇場自体の持っている機能に着目いたしまして、特殊法人国立劇場を改組するという形になったわけでございます。

その中身といたしましては、現在の特殊法人国立劇場は、基金の援助業務の大変大きな部分を占めることとなります。伝統芸能あるいは現代舞台芸術に關しては、劇場運営を通じて幅広い専門的な知識、経験を有しております。伝統芸能、現代舞台芸術の振興という点では基金と目的を同じくするものでございます。特に昨年の三月、法改正によりまして、国立劇場に伝統芸能だけではなくて現代舞台芸術の拠点としての機能が加わることになり、これは第二国立劇場の設置主体ともなつたわけでございます。そのことから関係者の間で、国立劇場を我が国の芸術文化のセンターとして位置づけて、さらに幅広い役割を果たすべきであるという声もあつたわけでございます。

このようなことから、国立劇場と基金をそれぞれ別の特殊法人の形態とするよりも一つの特殊法人とする方が両者の業務をより充実、活性化できます。また、文化庁の進められております総合的な文化政策との連携という角度から見ましても、現在の国立劇場を日本芸術文化振興会に改めるといふ形で法改正をお願いした方がよいということで御議論をお願いしているところでございます。

○森嶋子君　しつかりやっていたかと思ひますけれども、何か不安が残つております。やはり国立劇場の従来のそういう目的が損なわれてもいけないですし、また、今回、芸術文化となると大変範囲が広がってきますので、ぜひしつかり対応していただきたというふうにお願ひしておきます。それから、今後基金の運営を適正にやっていく

ためには、やはり多種多様な専門家の方々に参加をしていただいて評価のシステムをつくり上げていかなければならないのではないかと、思ひます。それには、できれば異なった意見を持った専門家の方々に入つていただきたし、政治的な圧力から自由完全に独立していただきた。文部省の天下り先といふふうなことにならないように、本当に芸術家とか学識経験者とか、そういう方たちの集まりであつていただきたというふうに思ひます。

それと、いつもこういうことは密室審議になりましてなかなか国民に知られないという場合が多いわけですが、私もいつもそれを痛感しておるんですけれども、こういう審議はやはりガラス張り、国民に知らせていただきたというふうに思ひますが、そういうこともあわせて、その評価のシステムのあたりのことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(遠山敦子君)　委員御指摘の御趣旨はよくわかるところでございまして、芸術文化振興基金に係る援助業務を円滑、適切に行いますために、この振興会におきましては援助の実施に当たりまして助成金の交付に關する要綱等をまず制定いたしまして、これに従つて申請を受け付け審査し、助成金を交付していくという形にならうかと存じます。

このやり方は特殊法人で援助事業をやっているようなところと大略似ているわけでございますが、特に基金の助成事業の運営につきましても幅広い芸術関係者がこれにかかわるところでございますので、審査組織の構成につきましても広く芸術文化関係者の意見が反映できるような形で委員の選定等も行つてまいりたいと考えているところでございます。

援助事業の評価についても御指摘でございますが、援助団体に対しましてその事業が計画どおり実施されたかどうか、所期の効果を上げたかどうかにつきまして報告を求めるとしてございまして、その際客観的な評価の資料等を添付願つてそ

のような仕事も行うというふうに考えているわけ
でございます。

いずれにいたしましても、援助事業の評価に当
たりましては、芸術家とか芸術団体の自主性を尊
重しながら、自由で潤滑な創造活動に干渉するこ
とのないよう、日本芸術文化振興会におきまして
いろいろな方々の御意見を踏まえながら具体的な
検討をお願いしたいというふうに考えておりま
す。

○森嶋子君 その報告書などをできましたらやは
り国民に公表していただきたいというふうに思い
ます。

さて、次に具体的な援助業務の内容についてで
すが、従来も文化庁は芸術文化活動について援助
を行っていらしたと思うんですけれども、
今後、振興会の行う援助との関係がどうなるのか。
二本立てになると思うわけですが、その関係調整
というものはどのように考えていらしたのかとい
うことが一点。

もう一つは、これは会田さんの方からも出たん
ですけれども、こういう文化というものはやはり
地方公共団体とか民間の中にゆだねるというのが
望ましい形ではないか。中央でやってそれを地方
におろすということではなくて、中央集権という
のが今いろいろ言われておりますが、特に芸術
文化というのは地方にその主体性をゆだねてい
くということが大切ではないかと思っております。
そのあたりをお伺いしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 芸術文化振興基金の役
割と文化庁の行います国庫補助との関係でござい
ますけれども、文化庁におきましてはこれまで、
芸術文化の水準を高めるということを中心たる目的
といたしまして中核的な芸術団体の基幹的な活動
に対する助成というものをやってまいっております
し、文化財保護法に基づきまして国が行う文化
財の指定及びその保存整備事業、あるいは芸術文
化活動の顕著な功績に対する顕彰事業など、全国
的な観点に立った文化振興事業を実施してござい
ますが、これは今後とも充実してまいりたいと思

ております。

一方、芸術文化振興基金におきましては、文化
のすそ野を広げるということを中心たる目的とい
たしまして、国民に親しみやすい公演あるいは身近
なジャンルに対する援助、それから新たな分野を
開拓する先駆的、実験的な芸術創造活動の奨励で
ありますとか、地方公共団体指定等の文化財の保
存活用事業に対する援助、これはこれまで文化庁
でできなかった事柄でございますけれども、そう
いうものもやりたいと考えておりますし、地方公
共団体や文化団体が行う文化による町づくり事業
に対しても援助をするというふうな考え方になっ
ております。

これは決して中央から地方へという流れをつく
ることでございまして、特に地域と密接に関
連した事業に対する援助につきましては、振興会
が作成する要綱にのっとり申請をしていただ
き、その申請を審査した上で援助をするというこ
とでございまして、その主体性は当然ながら地域
にあるわけでございます。

○森嶋子君 ありがとうございます。

それでは、法案の二十条にこの振興会は業務開
始のときには方法書を作成して文部大臣の許可を
受ける、それから二十三条には事業計画とか予算
とか資金の計画を大臣に提出して認可を受ける、
また三十三条にも文部大臣の監督権限が認められ
ているというふうになっておりますが、こういう
ふうなことは、所管大臣の監督を受けることは当
然といえば当然であるんですけれども、この振興
基金は特に芸術文化ですからその活動が自由な形
で認められるように見守っていただきた
い、そういう姿勢をお願いしたいわけですね。

つまり、文化や芸術というのとはもともと民衆
のエネルギーの中から育ってくるものでありまし
て、それを国が余り育成しようとしたり内容に介
入して失敗した例は多いと思うわけです。例えば、
今ソビエトでは民主化のうねりが押し寄せており
ますけれども、過去には芸術文化政策においてイ
デオロギーを押しつけたというふうなことで批判

されているというふうなことを聞いております。

そういうことで、今後の振興会の業務に対して
は柔軟な態度をとって、そういう人々を自由に
活動させていっていただきたいというふうに思う
わけですが、どういった監督をしていかれるのか、
その姿勢を文部大臣にお伺いしたいと思います。
○国務大臣(保利耕輔君) 芸術活動というのは本
来自由なものであるという認識を私は持っており
ます。主流がありそして反主流がありというよう
な形ではなく、たとえ一人でやっていることで
あっても貴重なものは貴重なものとして尊重され
なければならぬという芸術の基本的な考え方が
あるかと思っております。

また同時に、先生御指摘のとおり地方には地方
の独特の文化もございますが、そうしたものが近
年薄れていく傾向がある。いろいろな交通手段等
の発達によりまして人間の交流が進むにつれまし
て、地方特有の文化を保存するということがなか
なかな難しくなっているというような現状もあ
る。しかしそれは見てみると地方の歴史に根差
した一つの人間の文化であるというように考え
えますと、これまた、いかに少数であるといえど
もこれは尊重されなければならぬ、こういうよ
うな基本的な考え方を持っております。

そういった基本的な考え方に立脚いたしまし
て、監督責任のある私でございますが、基本的に
はそういう考え方をもちまして、これからの成り
行き、それから運営を注視してまいりたい、こう
いう気持ちを持っておりまして申し上げま
す。

○森嶋子君 ありがとうございます。

それでは、次に振興基金の運用についてお伺い
したいんですが、二十九条と二十九条の二
というところに基金の運用について定めがありま
すが、基金の規模が六百億円という時点でどのく
らいの運用益を見込んでいらしたのかという
ことと、それからこれだけでは、基金の規模を拡
大しなければ基金そのものの順調な運転があり得
ないのではないかというふうに思います。そうい

う点について将来的にどのようなお考えを持っ
ていらしたのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 政府出資金五百億円
と、民間が出捐を表明しておられます百億円とい
う用途のもとにこれから民間から拠出をいただく
わけでございますが、合わせて六百億円になった
といたしまして、大体、年間の運用益というのは
三十億円ぐらいではなからうかというふうに見込
んでおります。

とにかく、当初その三十億円が発足すること
によりまして、これまで文化庁だけではできな
かったような多彩な芸術文化の支援ということが
できてまいらうかと思うわけでございますが、そ
の後の展開につきましては、大臣から再三お話が
ございまして、状況を見ながら検討してまい
るということにならうかと存じます。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま次長から御答
弁を申し上げたとおりであります。状況を見な
がら、なおかつやはりこの基金についての充実
が必要であるという気持ちで努力をしてまいりたい
と思っております。

○森嶋子君 ちょっとこの法案の内容から外れま
すけれども、先般「我が国の文化と文化行政」と
いういわば文化白書のようなものを六十三年六
月にお出しになつていらっしゃるわけですが、これは大変中
身の濃い、すばらしいものだと思っております。こうい
うものは今までもつくっていらしたのかど
うか、それから、これがもう六十三年のものでは
から、今後こういうものをつくっていかれる計画
があるのか、そういうあたりをお伺いしたいと思
います。

○政府委員(遠山敦子君) 「我が国の文化と文化
行政」、いわゆる文化白書は、文化庁発足二十周
年に当たります一昨年の六月、我が国の文化と文
化行政のこれまでの歩みを振り返った上で現状を
的確に把握し将来を展望するための共通の基盤と
なる資料をつくらうということで、当時の文化庁
長官が中心となって努力をされてございまして、
先生から評価をいただきました。

て私ども大変うれしく思うところでございます。

今後このような資料を刊行するのかもしれないこと
でございますけれども、これまで文化庁では、発
足後五年あるいは十年にそれぞれ歩みのような冊
子を出してまいったわけでございますが、このよ
うな形で文化白書としてかなり体系的に取りまと
めたのは初めての試みでございます。今後のこと
を考えると、文化の各分野にわたって基礎デー
タの収集でありますとかあるいは十分な準備が必
要でございますので、必ずしも毎年というわけに
はまいらないと存じますけれども、国民の文化に
対する関心の高まりにこたえまして時期を見て刊
行してまいることになろうかと存じます。

このほか、白書という形をとりませんけれども、
文化行政の概要等につきましては逐次、広報資料
として刊行してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○森嶋子君 それでは今後ともひとつよろしくお
願い申し上げます。

質問の最後に、今、文部大臣のお言葉の中に、
国際的にも文化というもので貢献していかなけれ
ばいけない、心豊かな社会をつくって、これから
文化国家としてやっていきたいというふうなお話
がありました。

今、日本は世界でも一番の金持ち国ということ
で、文化的なものでも、いろいろ芸術品を買いあ
さったり、そしてそれも贗作をつかまされたりと
いうことでいろいろな問題が起こっております
が、世界では戦争によって失われた文化財という
ものが数知れずあると思うわけです。今、問題に
なっているアンコールワットなんか、かけがえの
ない文化遺産でありながら、戦争で破壊されたま
ま修復するための予算もないということで放置さ
れている。そのほか世界じゅうに、そういうお金
がないまま崩れていっている文化遺産というもの
があるわけですね。

そういう中で、金持ち国であります日本がお金
をただばらまくだけではなくてやはりそういう方
向に援助していくということになれば、世界の中心

の日本としてこれからの世界の人たちに理解され
ていくのではないかとこのように思うわけです。
何か文化庁の予算の中でもネパールや敦煌とい
ったところの文化財の保存、修理に乗り出している
ということもお聞きしておりますので、大変いいこ
とだと思っております。

それで、これはちよつと文化庁の方ではあれが
違うかもわかりませんが、ユネスコの方で、
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
とか、それから文化財の不法な輸出入及び所有権譲
渡の禁止及び防止手段に関する条約とか、このい
うふうなものが総会で採択されているわけですが、
日本ではまだそれが批准されていないわけであ
ります。こういうこともぜひ文化庁の方から声を出し
ていただいて、積極的に世界の文化に貢献して
いっていただきたいというふうに思うわけです。

そういう意味でも国の文化予算を大幅に増額さ
せていただきたいと思います。その辺の取り組
み姿勢を聞かせていただきたいと思いますというふうに思
います。

○国務大臣(保利耕輔君) 世界のいわゆる文化財
の保存につきましては、先生御指摘の国際機関で
ございますユネスコ、あるいは外務省などもそれ
ぞれの役割に應じている実施をしております
わけでございますが、文部省といたしましては今
後、こういった関係機関と調整をとっていく必要
があるかと思っております。特に今、先生御
指摘の世界に残るいろいろな文化財の調査それから
保存、そういった問題についての人材の養成で
ありますとか、あるいは研究協力というような形
を通じてこれから世界の文化財保護へ貢献をして
まいりたい、そういう気持ちでおるわけでありま
す。

細かくはいろいろそのポイントポイントで相手
国政府とも話し合いをしながらやっていかなくれ
ばならないかと思っておりますが、しかし日本に期待を
されておりますことは非常に大きいというふうに
感じております。相手国の主権を尊重しながら、
その中で文化財保護についてできることは積極

的に御協力をしていかなければならないのではな
いか。また、今、日本にそうした役割が求められ
ているのではないかとこのことを痛切に感じてお
りますので、この分野におきましてもしっかりと頑
張ってまいりたい、こういう気持ちを申し上げます。

○森嶋子君 最後に、文部大臣とは初対面ござ
いますのでぜひお願いをしておきたいんですが、
実は私は中学校で美術と音楽の教師を三十何年間
やってまいりました。その中で今、主要五教科と
いうことで美術や音楽の時間がどんどん狭められ
ていっている。私はその主要というのにちよつと
感じるんですけれども、何が主要かといったら、
やはり心豊かな社会人を育てるためには芸術とい
うのはすばらしい分野ではないかというふうに思
うわけですが、今まで週に二時間、二時間、二時
間だったのが、三年生になると一時間になるわけ
ですね。絵をかこうと思つて準備をして広げても、
ちよつとたつたらもうしまわなければいけないとい
うことになるわけですね。

けれども、数学や英語はできなくても絵は好き
だと粘土をこねるのは好きだとか物をつくるのは
好きだという子がたくさんいるわけですね。その中
で救われている子もたくさんいるわけですね。です
から、はっきり申し上げまして美術の時間にはみんな
喜んで飛んでくる。それは、美術というのには間
違い、ベケというのがないわけですね。二足す二
が四でなくはいけないとかいうことはないんで
す。つまり、その一人の子供の一つの分野であつ
て、それぞれがこうした方がいいなという自分の
世界をそこに持っているすばらしい分野なんです
ね。それがどんどん狭められていく今の教育のあ
り方について私は大変悲しく思っているわけであ
ります。

それから、今、学校が大変荒れている。私も大
変荒れた学校の中で、子供と格闘しながら負けな
いでやめないで頑張ってきた、あの中を通り抜け
なければ一人前の教師ではない、こういうことを
思っているわけですが、けれども、あの荒れた中

で子供たちの叫んだ言葉の半分は真実なんです。
その子供たちを本当に中心に置いた教育行政とい
うものをぜひ考えていただきたい。教師も困つて
悩んでおりますが、一番の被害者は子供たちなん
ですね。

そういう意味で、ぜひ文部大臣、子供を中心に
した教育行政と、そしてその教育に携わる教職員の
立場に立った教育行政というものを強くお願い
したいと思うんですが、もしできましたら心構え
をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君) 先生の貴重な御経験か
らのお話でございます。しっかりと受けとめさせて
いただきました。

実は私自身も余り勉強のできる方ではございま
せんでした。むしろできなかった方でありました。
しかし、先生おっしゃるとおり図工の時間という
のが大変楽しいものでございました。音楽につきま
しては、私は音符を読むのがどうも下手くそでござ
いましたので、音符を読まされるときは嫌だった
のでございますが、歌を歌うときは大変楽しかつ
た、そういう経験を持っております。それが非常
に情熱豊かな子供を教育するのだということ、
今この大人の身になって考えてみると、私の経験
からしてもよくわかるわけでございます。

同時にまた、私はスポーツの面においても、体
の非常に弱い子であつたのでありますが、学校に
入りまして部活動等を通じてスポーツ選手とし
て過ごしてまいりました。スポーツのよさという
のも感じてまいりました。

言つてみますれば、知育、徳育、体育と申しま
すが、そういったもののバランスのとれた教育と
いうものが今後目指すべき方向であると思いま
すし、あすの豊かな、そして立派な文化国家日本を
つくっていくためには、先生のようなそういった
貴重な御意見をしっかりと受けとめさせていただ
いて、心構えをしつかり持つ中で文教行政を進めて
いくように努力をしてまいりたい、このような覚
悟を申し上げる次第でございます。

○森嶋子君 ありがとうございます。終わります。

○針生雄吉君 来るべき二十一世紀は生命の世紀であるとも言われております。私も公明党も結党以来、我が国は特に平和と文化、教育の分野において世界の先進国たるべし、あるいは生命尊厳の理念を根本とした人間中心の諸施策を展開すべしと主張してきておりますけれども、この立場からいたしまして、自由な生命活動の反映であります芸術文化の発展に寄与するところ大と思われるこのたびの芸術文化振興基金の創設を含む本法律案には、心から賛成の意を表するものであります。

さて、今日は、我が国はいろいろな矛盾点をはらみながらも経済的には大変豊かになりまして、国民の多くが、物質的な要求から精神的なゆとりや精神的な心の充実を求める方向へと変わりつつあるわけでありまして。しかるに、日米構造問題協議等でも指摘されておりますように、我が国では充実した国民生活の基盤であるべき社会資本の整備のおくれというものが浮き彫りにされております。そして、これと同じように、我が国の芸術文化、教育というものの対する認識の低さ、立ちおくれが目立っていることも指摘されているわけでありまして。

例えば平成元年度の文化庁予算は人件費を含めて四百九億四千万円であり、文部省予算の中でもわずかに〇・九％、国全体の予算の中では〇・〇七％と微々たるものにすぎないというのが現状であるわけでありまして。

ところが、今回創設されます芸術文化振興基金は、国の出資が五百億円、民間の拠出、出捐が百億円見込まれて、計六百億円ということになりますので、私どもといたしましては、これまでの文化庁予算の規模からしますと大変な前進であると評価するにやぶさかではありません。

しかし、こうした重要な施策を補正予算で措置するということにつきましては、いろいろな財政再建上の制限とか予算要求のシーリング、あるいは民間に拠出、出捐を求めるタイミミング等の理由

はあるにいたしましたが、財政法二十九条の規定一つから見ましてもやはり妥当な対応とはいえないかと思うのであります。今後このようなことが起こらないように求め、苦言を呈しまして、質問に移りたいと思います。

さて、我が国の文化予算の歴史におきまして画期的とも言えるこの芸術文化振興基金の創設でありますけれども、将来の健全な発展を期する立場から見て不満足と思われる点もありません。また、その運用に当たってはさらに万全を期すべきである、そういう考えからして二、三の質問をさせていただきますが、まず文部大臣より、芸術文化振興政策の重要性について御所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(保利耕輔君) 先生御指摘のとおり、文化の振興の重要性ということについては申すまでもないことではございます。さらに、文化の振興について最近国民の間にも大変その関心が高くなつてまいりました。さらには国際的にも文化面で日本が貢献をするように求められてきておるわけでございます。これからの我が国は、経済的な豊かさだけでなくやはり心豊かな国家になつていかなければならないというふうにも私を感じておるところでございます。

そしてまた、日本には昔からの伝統文化というものも根づいておりますし、またいろいろな形で残されております。こうしたものをしっかり継承しながら、なおかつ新しい芸術文化の創造、発展のためにも努力をしていかなければなりませんし、そうした芸術文化の水準を高めていくことも必要なことであると考えております。さらにはまた、国民が文化に親しみながら、さらにみずから文化の創造に参加できるよういろいろな文化の振興策を図っていくことが重要であると思っております。

文化行政を担当する私といたしましてはこのため、先生から今お話がございました基金の設立等、基盤の整備を図るということが非常に必要なことだと考えておりますし、そのためにこのたび

国立劇場法の改正をさせていただいて芸術文化振興基金というものをつくり、その中でその振興のための基金を扱うことによりまして文化国家にふさわしい一つの心豊かな社会の形成に資することになるわけでございますが、こうしたものの充実について今後も努力をしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、この基金は長い間国民の皆様方から待望されておった点でございますので、国会の御賛同を得てこの基金がスタートをするということは大変画期的な意味を持つものである、私はそのように思っております。なお、充実に向けての努力は、先ほど申し上げましたとおり、頑張つてまいりたいと思っております。

○針生雄吉君 大変ありがとうございます。

時間も限られておりますので二、三の問題点に絞つて質問をさせていただきますと思いますが、まず外国との比較についてお伺いをいたします。今回の基金に類似する制度といたしましては、例えばアメリカには国立芸術財団、イギリスでは芸術協議会というものがあつて、アメリカの国立芸術財団では、一九八八年の年間予算額は日本円にして二百二十一億円、職員数は二百五十人、イギリスの芸術協議会では、一九八〇年度の年間予算額は三百三十億円、職員数が五百八十五人と

いうものであります。単純にこういった数字で比較することは無理があるとは思いますが、仮に我が国が、六十二年、当時の塩川官房長官の提案せられた三千億円規模の基金を達成したとしても、その年間予算は、年率五％の運用益といたしましても百五十億円にすぎないわけでありまして。

まして今回の六百億円規模の基金では、文化立国を標榜している我が国といたしましては余りにも見劣りするように思われますが、この点についてはいかがでしょうか、文化庁のお考えをお示しただきたいと思つた。

○政府委員(遠山敏子君) アメリカやイギリスの

芸術文化振興のための機関についての御指摘がございました。確かにこれらの機関の人員あるいは予算の規模を勘案いたしますと、今回発足する芸術文化振興基金の当初のものは十分ではないかもしれません。しかしながら、このような機関間の規模あるいはその果たす機能等について比較いたしますには、芸術文化振興に対する国の役割でありますとか歴史的な経緯等が異なりますので、単純な比較そのものだけでは適当でないと考えるわけでございます。

日本の場合は、御存じのように文化行政全般を統轄する文化庁がございまして四百三十二億円の予算と職員二百名弱を擁しておりますので、今回の基金と文化庁の双方の諸事業というものが車の両輪のようになって、全体として国のレベルにおける芸術文化の振興を図るということにいたしております。この点におきましては、文化行政を担当する省庁を持たない米国、あるいはイギリスは芸術図書館というものを持っておりますけれども、その主たる役割といえますのは英国内の芸術協議会等へのいわばトンネル的な補助金配分のための機関であるという点もございまして、そういうふうなことを勘案した上で比較も大事であらうかと思つた。

さらには、我が国の芸術文化振興予算につきましては今後一層その充実を努める必要があると思つたわけでございます。

○針生雄吉君 次に、芸術文化活動への政府・行政の関与の仕方についての基本的姿勢についてお伺いをいたします。

そもそも、文化や芸術というものは民衆の生命活動の自然な発露として民衆の中の自発的なエネルギーによって支えられるべきものでありまして、国や行政がその育成、内容に過度に介入すべきものではない。そのような失敗例は歴史上、我が国にも外国にも見られるわけでありまして。また、一面におきましては、各国とも芸術文化の振興については、それぞれ歴史や政治制度の違いはあるにしても、我が国よりはるかに大きな予算規模を

つきましては援助対象とすることも考えておりまして、その運営の中には国際交流のことも視野に入れながら、今後、援助事業が行われるものと考えております。

○針生雄吉君 そのように、対象とすべき分野は非常に広いわけでございます。そのことからしても、専門委員会あるいは運営委員会の規模に対しては十分な配慮が必要であると思うわけでありまして、民主的で公平で多様性に富んで、しかもインターナショナルな高い見識を持った専門家のグループが望まれるわけでありまして。

イギリスの芸術協議会における評価システムでは、千名にわたるものとする、あるいは数千名の専門家が関係しているとも言われておりますが、いずれにいたしましても、必要なマンパワーを集めて運用システム、評価システムをスムーズに機能させるのに不可欠ないわゆる事務的経費の確保のためにも、またもちろん基金の運用資金拡大のためにも、基金の積極的な積み増しに向けて、民間資金の導入を容易にするための税制上の優遇措置も含め、積極的な取り組みをお願い申し上げたいと思います。

（理事田沢智治君退席、委員長着席）

最後にもう一回文部大臣の御見解をお聞きして質問を終わりたいと思うのでありますけれども、欧米先進国の文化予算に比べて見劣りのする我が国の文化予算の充実について、将来に向けての抱負をお伺いしたいと思います。特に本基金の来年度以降の積み増しに関して、本予算の中でシーリングの枠を超えての政治的決断を行い歴史に名を残すべき政治家としての保利文部大臣の見解をお聞きたい、こう思います。

○国務大臣（保利耕輔君） 大変強い御激励をちょうだいいたしたところでございますが、細かく申し上げますれば、平成二年度の予算にこの積み増しをするということはこれは技術的にもまだできないことであつたろうと思ひます。この法案、基金が成立していない段階で、これを予定して平成二年度に積み増し予算を計上するということは

無理であつたということについては御理解をいただきたいと思います。

平成三年度の概算要求あるいはその後の予算の問題につきましては、私なりに努力をしてみたい、こういうふうな思ひをしておりますけれども、ただいま先生から御指摘がありました非常に大事であるというお気持ちは私もすっかり踏まえさせていただいて努力をしてみたいと思ひております。

○高崎裕子君 私はこの基金の創設が、現在の国家予算の〇・〇六％という貧困な文化予算の改善に少しでも役立つことを心から願つております。しかし、この基金によつて運用できる金額は当面三十億円にすぎない、現状を改善するにはほど遠い金額であるということ、ただいま大臣の御決意もありましたが、今後、基金の増額が図られることを最初に強く要望して質問に入りたいと思ひます。

この立場からまず指摘したいのは、この基金の創設が文化予算を削減したり抑制する口実になつてはならないということ。その点で具体的に、まず、これまであつた文化庁の優秀映画製作奨励金、これは制作者に対し一作品一千万円、年間十本に交付されるというものが、九〇年度の予算案では優秀映画作品賞という名称に変わつております。これは、年間十本というのは変わらないわけですが、金額が一本百万円と十分の一になつております。これまでのこの優秀映画製作奨励金は増額して基金に移すということですね。

○政府委員（遠山敦子君） 文化庁におきましては昭和四十七年以来、毎年その年度に公開上映された長編映画を十本選びまして、一本につき製作奨励金一千万円を交付する優秀映画製作奨励制度を実施してまいりました。この額は発足当時と同じでございます。

この制度につきましては、すぐれた映画制作を促進するものとして非常に重要な役割を果たしてまいつたところでございますけれども、一千万円の奨励金では映画制作経費が制度の創設当時と比較

べまして大変高額を要する時代になつてくる現状と必ずしもマッチしていないこと、さらには、次に映画制作をする場合の資金提供という側面とそれから優秀な映画の顕彰という側面が混在しているわけでございます。そこで、交付された奨励金が必ずしも映画制作のための資金として十分活用できないようなことの問題もはらんでいたわけでございます。

そのようなことから、この制度の問題を解決いたしますために、映画制作に対する援助につきましては映画の企画から制作までの期間が長期にわたるといふようなことから弾力的、機動的な対応が必要であるということを考えて、新たにできる芸術文化振興基金におきましてより充実した形で実施することが適当と考えたものでございまして、いわば芸術文化振興基金と文化庁の仕事との機能分担という面があるわけでありまして、文化庁におきましては優秀映画の顕彰を引き続き行ふということ、委員御指摘のように年間十本、一百万円ということ、形を残しますけれども、映画制作ということにつきましては基金の中で大きな柱の一つとして取り上げるといふ予定でございます。

○高崎裕子君 増額して基金に設置される予定ということですが、たとえ名目が変わりこれまでの助成は基金の方に移すからといって、文化庁の予算としては明らかに削減となつていくわけ、その変つた理由の一つに基金ができるということが挙げられているわけですね。

基金の創設が予算削減の口実になることを関係者は最も危惧しているわけですから、基金創設を口実にして民間芸術など活動費補助などの文化予算の拡充を放棄することがあつてはならないと考えますが、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣（保利耕輔君） 先ほどからる御答弁申し上げておりますとおり、文化予算というものはこれからの日本の社会のあり方その他を考へてまいります場合に大変重要な予算であると思ひ得ておりますので、今、委員御指摘のようなことにな

らないように一生懸命に努力をしてみたいと思ひます。

○高崎裕子君 次に、基金についてお尋ねいたします。

私のところに北海道の子どもの劇場やこ劇場連絡会の方から、この基金の創設に当たつての要望が来ています。その中で切実な問題として、子供のための舞台芸術公演に要する旅費、宿泊費、運搬費の軽減をしてほしいということが挙げられております。

この劇場運動では、上演料のほかに、交通費、運搬費、宿泊費、そして会場費などがかります。このうち、交通費、運搬費、移動など上演のない日の宿泊・食費について上演する劇場が平等に負担するシステムをとつて、これをプール費と呼んでおります。子供のための舞台上演を行う劇団、音楽団体のほとんどは東京圏に集中しているため、北海道では経費が非常に高くなります。どの地域でも同じ上演料になれば、北海道でもっと子供たちにたくさん舞台を見せられます。

また、北海道では、要保護、準要保護の児童生徒の比率が全国平均より高い一〇％から一五％です。この場合、通常の料金の半分にすることが多いのですが、結局その分は劇団の負担になります。劇団は非常に厳しい状況の中で学校公演を続けているわけで、この鑑賞費の負担を公的負担にしてほしい。

あるいは、鑑賞機会を持たない地域の子供のため北海道では巡回小劇場として道が事業を行つていますが、この道の助成も何年も据え置かれ劇団の持ち出しになつており、学校公演の機会が減少するのではないかとこの危惧も率直に出されております。

私自身は二人の子供の母親で、子供が本当に人間として豊かに育つてほしいと切実に願つております。私はこの子ども劇場やこ劇場の運動もやつていふんですけれども、舞台を見ながらともに喜び怒り涙を流す、まさに舞台と一体となつて興奮を流している子供たちの姿に私はいつも本当に感動

させられています。そして、人間として大切な情操、感性、豊かな創造性を涵養する上で文化の果たす役割の大きさを実感しています。だからこそ、未来を担う子供たちのためによい文化をと、親は皆、切実に願っているところです。

こういう子供のための上演を行う劇団や音楽団体への助成は子供の舞台鑑賞の機会を広げることになるわけですが、こういう劇団などは基金の助成の対象になります。また、今後このおやこ劇場などの活動も基金の助成の対象にすべきと考えますが、文化庁の考え方を伺えたい。

○政府委員(遠山敦子君) 子供劇場、親子劇場のお話かと存じますが、これは、すぐれた生の舞台芸術の鑑賞であり、子供に自主的な文化活動を通じて子供を健全に育てるという目的として地域の住民の方々が結成しておられるいわゆる鑑賞団体でございます。文化庁が芸術文化振興の観点から補助対象としております事業は、芸術団体が行います公演事業であります。あるいは芸術関係資料整備事業でございます。個々の鑑賞者団体をとらえて補助対象とはしていないところでございます。

しかしながら、御指摘の旅費、運搬費、宿泊費等につきましては、親子劇場が公演団体を招致するときに係る経費であると思われるのであります。文化庁では巡回事業を行う団体に対して従前から補助を行っているところであります。財政状況が年々厳しい折ではございますけれども、予算の確保には努力しているところでございます。これらの効果として、地域におきます子供たちの芸術文化鑑賞というものが充実してまいるのであるかと思えます。

○政府委員(倉地克次君) 今、御指摘のありました児童生徒の鑑賞の問題でございますけれども、これは平成二年度予算の執行上の課題ではないかというふうに考えているところでございます。市町村が具体的に鑑賞費について児童生徒に補助をしているような場合につきましては、そうしたもののついて国の補助金が交付できるかどうかという

かということを今後検討の課題にしてまいりたい、このように考えております。

○高崎裕子君 その鑑賞団体についての考え方はわかりました。しかし必要性からいって、文化庁としてもぜひ今後、研究、検討していただきたい、この基金の対象の問題としていただきたいたいという要望にとめておきます。

ただ、こういう劇団に対しての助成は対象になるわけですね。

○政府委員(遠山敦子君) そのとおりでございます。

○高崎裕子君 次に、基金には民間資金の導入が予定され、企業を中心に百億円の寄附が行われるとのことです。民間資金の導入を否定するものでは決まっておりますが、企業などの基金提供者が芸術家や芸術団体、鑑賞団体などに影響を及ぼすことは、芸術や文化の自主性を守る上でも絶対に避けるべきと考えます。

基金提供者が営利を目的とした企業の場合、今、企業が宣伝やイメージアップとして冠スポンサー、冠コンサートを行っていることを考えると、この点は特に重要だと考えるわけです。この趣旨から見て、いわゆる冠方式は認めるべきではないと考えますがいかがでしょうか。

また、したがって企業や団体よりも個人からの寄附の比重を今後高めるべきと考えますけれども、それはどのようにいたしますか。

○政府委員(遠山敦子君) 芸術文化の振興につきましても、国の努力とともに民間からの支援というものは不可欠であろうかと存じます。これは過去に文化庁の諮問機関として幾つかございました委員会等の報告におきましても、国の資金と民間の資金を合わせて振興会のようなものをつくるべしという御提言もあったところでございます。

そこで、今回の基金につきましても民間からの出捐が予定されているところでございますが、この芸術文化振興基金への寄附につきましても、税制上の優遇措置でありますとか、あるいは多くの個人や企業が芸術文化振興基金の育成に協力して

いることを一般に周知するということは必要であろうと思えますけれども、企業名を冠したいいわゆる冠公演のような形式をとることは考えておりません。

また、個人の寄附につきましても、制度の性質からいってこれは受け入れる体制となっておりません。そのようなことになってまいればますます民間からの資金の拠出ということが潤ってまいらうかと思うわけでございます。

○高崎裕子君 次に、基金からの助成については今後、運営委員会、仮称ですが、ここで具体化されると思いますが、この際文化庁の考え方を伺えたいわけですね。

ことしの一月四日付の毎日新聞で、文化庁は平成三年秋から、国際的なオーケストラやオペラ、バレエなどの舞台芸術や絵画、彫刻などの美術展、あるいは各国の映画祭などを一堂に集めた芸術総合フェスティバル、仮称ジャパンフェスティバルを行う、そしてこれは二年に一回開催すると報じられております。基金の助成はこういういわゆるイベントが中心になるのでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 基金の援助事業の具体的な内容につきましては、本法案の成立後に日本芸術文化振興会において具体的に検討されることになるわけでございます。

今回の基金におきましては、新たな芸術文化の開拓を図って広く国民が親しむ機会を設けるもの、あるいは文化による特色ある町づくりを支援するといった考え方でございまして、いずれも商業ベースでは実施が困難なようなものを幅広く援助の対象とするを考えているところでございまして、地域文化の振興に資する地域の祭りでありま

○高崎裕子君 イベント中心にすることは考えていない、底辺を広げることに役立てたいということ、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思えます。

時間の関係で二点続けてお尋ねしたいと思いますが、まず一点目は、基金からの助成を行うに当たっては運営委員会をつくるわけですが、この運営委員会は芸術文化関係者の意見が十分に反映されるようなものにする必要があると考えるわけですか。先ほども少し出しましたけれども、この運営委員会がどういった人たちが構成されるのか、とりわけ、財界関係者とか官僚出身者の方も入るのでしょうか。

それから二点目ですが、さらに振興会そのものも芸術文化の振興にふさわしいものにしていく必要があります。

朝日新聞の社説で「芸術文化振興基金に注文する」というのがありましたが、振興会には公平で信頼される在野の文人をトップに充てることだ、組織の性格からいって官僚出身は避けたいと提言もされております。また、音楽ユニオンが文化庁長官にあてた要望の中でも、理事長の条件として、広い分野にわたって高度な芸術的判断をなし得て、かつ総合的な能力を有する人ということ

を挙げています。これまでの国立劇場のように官僚関係者主導の組織ではなく、芸術文化関係者中心の組織にしていくなかにもこの点は大変大切なことだと思えます。

振興会の理事長は文部大臣の任命ですが、これまでのように安易に官僚出身者を充てるということとは避けるべきと考えますが、二点目については特に文部大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

きましてちょっと不安を感じがいたします。文化というのは効果がすぐわからないものですから、やはりやるかやらないかの情熱になるというふうに思いますので、どうぞこの点もしっかりと文化行政として力を入れていただきたいというふうに思います。

続いて伺いますけれども、先ほどから、基金の援助についての基準とか方法とか、選定とか対象とかというのがやはり皆さん方から非常に不安というかわかりづらいという御指摘がありました。私もそういう点では、公平で公正というのは非常にきれいな言葉ですけれども抽象的で、こういうことを具体的にしていこうというのは大変なことだということに思います。そういう意味ではこの点はしっかりとやっていただきたいのですが、そこで、ちょっと具体的な内容をお伺いいたします。

この法律を施行するに当たってその対象としては、一般的に芸術と言われるオーケストラとかオペラとかというものは別に、新たな分野として地域のアマチュアとか青少年とか婦人団体とかというのがある、しかも町並みとかあるいは集落とかいうようなものまで対象にされるというふうに通って、それは大変いいことなんですけれども、これはますますやりにくいだろうなというふうに思います。

私は、どうも芸術家というのは既成概念にとらわれて少々頭のかたい方が多いように受けとめられますが、私のように若い学生と接しておりますと余り古典的なものよりも非常に新しいものを好きがって、特にこのごろは、文化祭なんかになりますと学生はロックというものに物すごく熱心です。私の大学でもロックのバンドが幾つもできておりましてほとんどの学生はそちらの方に行つて聞くわけですが、私もロックの歌詞を時々見ますと、これは全部学生が作詞あるいは作曲し演奏するんですけれども、なかなかすぐれたものがあるわけですね。素直に若者の喜怒哀楽を表現しており、非常に社会的、政治的なものまで入っております。

ります。

そこでお尋ねをいたしますが、この若者が非常に青春をかけるそういうロックとか、私も余りそつちの方はよくわからないんですけれども、そういうものまで対象にするのか。そして、これは選定委員をつくるんでしょうけれども、その中に若者を入れるのでしょうか。

またもう一つ、集落あるいは町並み保存というのは、私は京都の出身ですけれども、京都というのはほとんど借景によってその価値が保たれております。ですからそういうときには、都市開発、あるいは今、市街化調整区域の撤廃というような問題が叫ばれておりますけれども、そういう横との連絡をとっているのでしょうか、そしてそういう集落あるいは町並み保存ということと話し合つたことが今まであるでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(遠山敦子君) 最初の御指摘の点でございますけれども、新しい基金の助成事業の対象につきましては、商業ベースでは採算のとれないすぐれた芸術活動ということが必要条件であらうかと考えております。一方、今回の基金におきましては国民に身近なジャンルのすぐれた芸術活動についても助成の対象とする予定でございます。したがってロックでありますとか大衆芸能につきましては、すぐれた芸術活動でもあるにかかわらず商業ベースでは実施困難なものに関しましては助成対象になろうかと思われまします。

委員につきましては、幅広い御意見を参酌してやるということでございますので、具体的に若者がその委員に選定されるかどうかはちょっとまだ今のところ予測できないところでございますが、委員選定に当たって幅広い層の御意見を反映するという姿勢は貫かれるものと考えております。

町並みの保存でありますとか集落の問題、遺跡等の整備活用についても、今回、地域の町づくりを資するような文化活動については援助の対象にするわけでございますけれども、それらは、これまで文化庁で行つておりましたいろいろな国の指

定なり選定を受けた地域についての援助事業とは別途、各地方公共団体でこういうものを整備したいというふうなプランがありましたときに、そのプランの内容がすぐれた文化による地域づくりというものに役立つというふうなものがあつたときに援助の対象にしていくということでございまして、その案をおつくりになる際には各地方公共団体において十分な企画プランが練られるものというふうにご考えております。

○笹野貞子君 官庁同士のお話は。

○政府委員(遠山敦子君) 伝統的な建造物群のことにしましては建設省ともこれまで連携をとつてまいりましたところございまして、かつ、地域の問題につきましてはそれぞれの地域におきまして関係機関間の調整あるいは協力関係というものが前提にならうかと思ひます。

○笹野貞子君 特に私は京都出身ですのでこの点は非常に重大だと思ひますので、保存が開発かという非常に古くて新しい問題の点にも十分御配慮いただきたいというふうに思ひます。続きまして、この基金の大きさというのでは、うか、つまり六百億の基金というのはどういうことかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思ひます。

先ほどの皆さんの御質問にも外国との比較が非常に出てまいりました。私もちょっとそのパーセントを見ますと、その国の予算に対する文化行政の予算というのは日本は諸外国に比べてけた違いですね、全くけたが違ひ。ちなみに日本は○・七％、これは実際にはほかの予算が非常にふえておりますからものと下がつていっているというふうに思ひます。一方フランスは○・八％ですから、もう、けたが違ひつています。日本は○・〇幾らです。それから、そしてイタリアは○・五というふうな文化に対する意気込みというのはヨーロッパとかいろいろなところではもう全く違ひ。

その点日本は、皆さん方が先ほどからる指摘されておりましたように、文化というのの対する取り組みが非常に弱い。私もまさにそのように

思つておりますが、昨年、前の石橋文部大臣がこの基金についてゼロが三つの数字にして発足するとおっしゃったというのを私は見ましたけれども、さてこのゼロが三つということとは、六百億でしたらゼロが二つですのだけれどちよつと足りない。これをこれからどうなさるおつもりなのか。そして、ゼロが三つと言われたのは具体的にどのような数字として石橋文部大臣は言われ、そして保利文部大臣はそのことをこれから具体的にどのようになされるのか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) 基金の金額は、私自身も大きい方がそれはいいと思つております。多々ますます弁士という言葉がございまして、そういう考え方でありますが、政治は現実のものでもございまして、同時に財政当局との話し合いの中で五百億の国の出資というものが決められたのだと思つております。

なお、前任の石橋文部大臣が御発言をなさいましたのはいつごろか詳しくは承知をいたしておりますが、昨年の夏のころかなと思ひます。そのころには、そういう意気込みでこれは取り組みたいというお気持ちでそのような御発言をなさつたのではないかと私は推測をいたしております。

しかし、委員御指摘のように文化関係の予算が少ない折、この基金の金額をふやしていくということについては私も重大な使命の一つと考えてこれから努力をしてまいりたいと思ひます。どうぞ委員各位の御鞭撻を心からお願ひ申し上げる次第であります。

○笹野貞子君 終わります。ありがとうございます。

○小西博行君 午前中から文化、芸術につきましていろいろ高尚なお話もございまして何か自分自身も少し文化人になつたような錯覚を覚えておるわけですが、私は非常に具体的にお聞きしたいと思ひます。

四、五年前だつたと思ひますが、愛媛県に大山三島という小さい島がありまして、そこに大山祇

神社というのがございます。ここは甲冑類、よろいかぶとですね、こういうものが非常にたくさんございまして、国宝、重文という指定もされている非常に有名なところがあります。私は特にこういう甲冑とか刀剣に非常に興味があるわけでありまして、刀も随分大きなものがあります。神社へ奉納したものだと思いますけれども、非常に立派なものなんですけれども、これもなかなかさびが進んでおりまして、何としてもこれを国の予算で修復してもらいたいんだけれども、申請してもなかなかそこまですきませんというわけです。

ちなみに一ふりだけさやの部分、これは非常に古いもので革で編みであるわけですが、そういうものを同じような古さを出しながら修復するんですけれども、このさや一本で八十万かかった。実はこういうようなことがありまして、いろいろ調べてみますと、現在の段階で国宝というのは全国で大体二百五十点、重文が約二千点、このように言われておりますが、それ以外に県の指定とか何かというのがあります、たくさんあるものがあるわけです。

そこで、私はこの美術とか文化というのは二面性があるだろうと思うんです。一つは、この法案にもうたっておりますように、これからの新しい芸術とか、そういう新しいものにどんどん創造性を出していただくような援助の仕方、それからもう一つは古いものをどう維持していくか、こういう二面性があるわけで、私は若い者の創造性という意味では、保利大臣は非常に若いわけですからそういうところにターゲットを絞って、これは今までの大臣になかったようなやり方でどんどん進めてもらいたい。

それから同時に、こういう国宝、重文、あるいはそれに匹敵するような各地域のものを、本当に今回の予算で十分充当しながら、基金という話もありましたが、本気でやる気があるのかどうなのか。ただ従来と同じような形で文部省でやっているんだということでは恐らく整理がつかないだろうということはもう過去の経験でわかります。

で、そういう意味で大臣の決意と、現状認識といえますか、さっき申し上げた国宝とか重文あるいは各地域のものの保存の仕方とか、その点についてまずお伺いをさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 委員からいただいた文部大臣であるという御指摘をちょうだいいたしました。見ようによつては大変若いのでありますが、見ようによつては年を食っております。昭和九年生まれの五十五歳でございます。

そこで、私は、今御指摘のございました甲冑でありますとか刀剣、そういった日本の古来のいわゆる伝統文化というものは非常に重要であるというふうな認識をいたしております。と申しますのは、私自身、海外経験を積んでくる中で、日本の文化のすばらしさというものを日本の国の外から見せていただいた。そして日本の文化というもののはまた西欧の文化と違つたすばらしいものを持つておつたんだなということをつくづく感じておつたわけでございます。

これが、日本という国が非常に高温多湿なために、今の甲冑等についてはさびが出やすい、あるいは日本刀等については保存もなかなか大変だということとはよく承知をいたしております。しかし、何といつても日本民族の外国に対して誇るべき伝統文化の一環でありますから、こうしたものについては十分配慮が行われていくべきである、私はそのように考えておることを申し上げたいと存じます。

○小西博行君 それで、修理といいますが修復の問題なんです、大山祇さんに聞きましたが、いろいろ県を通じて申請してもなかなか許可がおりない。しかも一、二年待たされてだめだとかそういうようなことですから、あれだけたくさんものを修理して、完全なものにしていくためにはこれではもうとてもできないだろう、そのように言われております。

そこで、これは実績からいくと五〇%から八五%の範囲内で補助を受けるということになつておるようなんですけれども、これができるだけ早く、鉄はさびますからできるだけ早い段階で手を打たないともう取り返しがつかないことになつてきますから、申請してからいざ許可がおりて補助金が出るまでの期間的なものを、これを早く進めるようにはいかないでしょうか。

○政府委員(遠山教子君) 重要文化財の修理というのは非常に大事だと私ももちろん考えております。いろいろな努力はしているわけですが、いま現在、現在のところ修理要求に対する採択率は、過去三年間の平均で七〇%でございます。重要文化財の多くと申しますのは木材とか紙とか絹あるいは鉄など材料的に脆弱で、耐用年数を経過したしますと再修理が必要でありますために、破損度あるいは緊急度の高いものから順次修理をしていくということと実施しているわけでございます。今後とも修理予算の充実に努めてまいりたいと思っております。

ただ、文化財の修理には単に予算措置だけではなくて修理技術者の養成が不可欠でございます。そして、そのような面も勘案しながらに努力を続けていたと考えております。

○小西博行君 その修理技術者のことは今から質問することなんです、というのは、私は上野の美術館が非常に好きでして、よく参ります。大臣、あの上野の美術館の地下室へ行ったことはありますか。

○国務大臣(保利耕輔君) これを機会にぜひ一度見せていただきたいと思います。まだ行ったことはございません。

○小西博行君 実はあの地下に小さい部屋がたくさんあって、その中でいろいろな仏像とかよろいかぶととかそういう修復を技術者の方が根を詰めてやっているんですね。それからあの一階の横には研究所がありまして、そこでは防錆剤とか何かの研究をやっているわけです。私はそういうふうにして時々参りましてその作業を見させていただくわけです。

そこで、さっきの技術者の話なんですけれども、いわゆる甲冑関係の技術者というのは実は一人しかいない。多分四、五年前だったと思うんですが、織田信長のよろい、これの修復が完成したときに私ちょうど行きました。それを見ると非常に体格のいい方だったらしいですが、その修復をするのに大体六年かかっているんですね、これ一つです。よ。というのは、糸つぐりから始まるそうです。あの絹糸を全部色染めして、そして余り新しい感じではいけませんからね。それから鉄の小さい板、革、何十万枚というものを一つずつつくっていくわけでしょう。だから一つで大体五、六年かかって完全に修復するそうです。

そのときにはかなり年配の人だったんですが、いろいろ聞いてみますとその方はもう退官されて、現在は三十七歳の方が一人いらつしやるというふう聞いております。その方がよろいかぶとの専門家だろと思うんですが、これでは全国にある、さっきの大山祇さんというのはなかなかそれはできないんじゃないか。そういうのが実は現実なんです。

そこで、具体的な専門家の養成ということになるといろんな条件があるだろうと思うんです。ただ本で読んだってできないという分野もあろうかと思うんですが、もう少しその辺を具体的に、これは今たまたまよろいかぶとだけの話ですからね。あと、もう木工関係から仏像関係から何かといったらたくさんあるだろうと思う。そういうようなものを含めて、これからどのようにして技術者の養成ということを本気で考えていくのか、その点を大臣にお聞きしたい。

○国務大臣(保利耕輔君) 先生の甲冑、刀剣その他伝統文化を持っておる日本のものに対しての御熱意、大変ありがたく拝聴させていただきました。この機会によく勉強させていただきたいと存じますが、細部の、これから技術者を養成していく、あるいは現在いる貴重な技術者を、保護と言つては失礼かもしれませんが、これを支えていくということについては十分に留意をしております。なお、補足は文化庁から答弁をさせます。

○政府委員(遠山敦子君) 現在、伝統的な修理技術の維持向上あるいは修理技術者の養成を図りますために、選定保存技術保持者というものを認定いたしまして助成措置を行っております。甲冑の修理に例をとりますと、これは先生御指摘のとおり選定保存技術保持者に一名が認定されておりまして、後継者に対するわざの伝承が行われているところでございます。

保存、修理のための技術を持している人の養成につきましては、その分野での保存あるいは修理すべき件数がどれくらいあるかと、あるいは技術の達成に要するいろいろな研修の必要でありますとか、そういうことを勘案して養成されていくものと思っておりますので一律にはまいらないと思えますけれども、いずれにいたしましても、特に今後は海外に保存されている日本のいろいろな甲冑あるいは刀剣等の修理も含めましていろいろな要請が高まってくるかと思えます。その意味では後継者の確保につきましてさらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

今回の基金の中で、国の認定によります保持者のほかに、いろいろな技術を持っておられる方の後継者養成のために基金の金の一部を援助に充てたいというふうに考えておまして、少しずつ前進をしてまいりたいというふうに考えております。

○小西博行君 一気に予算を思い切ったというわけにはならぬと思うんですね。しかし一度あの上野の地下室へ行って見てください、タコ部屋ですよ。小さくて、暗いんです、地下ですから。その小さい部屋の中で一生懸命やっておるんだから、もう少し環境のいいところぐらい、あの中ですることはできると思うんですよ。ぜひともあれは考えてあげてください。大臣も間違いなく行ってください。何かあそこへ修復や何か見に行くのは私だけぐらいいいですよ。恐らくほかの方は行ってないんだらうと思います、上のきれいなところは見ますけれどもね。

だからその点もあわせて、先ほどからも、日本

の文化、芸術、これは大いに大事だという皆さんの御意見ですが、今までと同じような形でやっていけばこれは何とかいけるんだというもののじゃないと思うんです。一つこういう法案を通したからできるというものではないと思うんですね。その辺は、大臣、よほど腹を据えてひとつこれから頑張っていたきたい。きょうはもうみんな賛成なんですから、ですから全力で応援しますから、どうぞよろしく願います。

そのことを申し上げて、時間が来ましたので終わりたいと思います。

○委員長(柳川覺治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国立劇場法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳川覺治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田沢君から発言を求められておりますので、これを許します。田沢君。

○田沢智治君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立劇場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、芸術・文化振興の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 芸術文化振興基金による援助資金について

は、余りに広範かつ零細な配分をすることに よって、援助の趣旨が損なわれることのない ように配慮するとともに、援助方針と援助対象の選定が、公正かつ公平に行われるように、その検討には広範な芸術家・実演家の参加を図ること。

二 特定分野における文化財保存修理技術者の不足及び高齢化に対処するため、その後継者の養成・確保に努めること。

三 我が国の経済力と文化予算の現状にかんがみ、長期的、総合的、国際的観点に立つて、今後とも、文化予算の大幅な増額に努め、併せて芸術文化振興基金の拡充に努めること。

四 日本芸術文化振興会が、国立劇場の運営と芸術文化振興基金の運営を兼ねることにより、国立劇場及び「第二国立劇場」の果たすべき役割が軽視されることのないよう、十分な配慮をすること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(柳川覺治君) ただいま田沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳川覺治君) 全会一致と認めます。よって、田沢君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、保利文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。保利文部大臣。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(柳川覺治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳川覺治君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。

山本理事より御報告を願います。山本君。

○山本正和君 去る一月十六日から十七日までの二日間、静岡県に委員派遣が行われましたので、その調査結果の概要を御報告申し上げます。

派遣委員は柳川覺治委員長、木宮和彦理事、田沢智治理事、粕谷照美理事、狩野明男委員、世耕政隆委員、会田長栄委員、小林正委員、西岡瑠璃子委員、森嶋子委員、高木健太郎委員、笹野貞子委員、小西博行委員と私、山本正和でございます。

初日は、まず三島市にある国立遺伝学研究所の視察から始めました。同研究所は、遺伝学の総合研究を行う中核機関として昭和二十四年に設置されたものであります。現在では十五研究部門四研究施設を擁し、遺伝学の研究に実績を上げております。また、昨年の四月から総合研究大学院大学として遺伝学専攻の博士課程学生を九名受け入れ、人材の育成にも努めております。他大学の博士課程がなかなか定員を充足できないでいる状況の中で定員を超える学生を受け入れられたのも、これまでの研究実績が高く評価されたものと言えるでしょう。

なお、研究所側から、一昨年より同研究所のDNAデータベースが日本を代表して米国と欧州のデータベースとともにDNAデータベースを共同構築することになったため、その整備充実が緊急の国際的課題となっていると指摘されました。

次に、日本大学国際関係学部を視察いたしました。同学部は昭和五十三年に我が国で初めて設置された学部で、国際関係学科と国際文化学科が置かれております。両学科とも広い国際的視野と語学の教養を基礎とした国際関係を深く理解できる人材の育成を目的にしており、毎年、海外短期研修を実施しております。

大学の概要説明の後、同部が誇る視聴覚教育センターを見せていただきました。ここでは、音声や映像を積極的に授業に取り入れるため各種の視聴覚機器を設置して大きな教育効果を上げているとのことでした。しかし、このセンターを有効活用していくためには、教授陣に、語学能力のほかに機器を使いこなす技能や授業に有効利用するための幅広い知識、ユーザーとしての改良意見をメーカーに伝えることのできる見識が求められており、今後ともこのような人材を育成していく必要があるとのことでした。

なお、同部からは、現在、学問的に確立していないということから認められていない博士課程の設置をぜひ認めてもらいたいとの強い要望がありました。午後は静岡県庁を訪れまして、県勢と県の教育行政の概況について説明を受けました。

同県は地理的に首都圏、中京圏及び関西圏と近く、紙・パルプ、楽器、オートバイ等の製造業、イチゴやメロン等を主要産物とする農業などが発達しているほか、遠洋漁業の水揚げ港を持つなど恵まれた環境の中にあります。

県教育行政は、国際化、情報化、高齢化が進展する中で生涯学習体系への移行に努力しております。そこで、平成七年度までを目標とした静岡県教育中期計画を昭和六十二年に策定し、現在の計画に従って、生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の設置、図書館の整備促進、学校開放、単位制高校の建設計画、県立大学の整備、外国人英語指導講師の招致、県立美術館の充実等の事業を行っているとのことでありました。なお、県から、学級編制及び教職員定数の改善等三件の要望を受けました。

次いで、幼稚園から大学まで十二の学校を擁する常葉学園に赴きました。そこではまず常葉学園大学教育学部附属小学校を訪れ、オープンスペースやパソコンを利用した授業風景の視察と、四年生、六年生のすばらしいオーケストラ演奏を聞かせていただきました。同校は情操教育の一環

として一学年から楽器演奏を授業の中に取り入れており、私たちは児童と教師たちの真剣な演奏の取り組みに感銘を受けた次第でございます。

その後、常葉学園大学の概況説明を受け、同校の誇る研修センターを視察いたしました。同センターは、小学校から高校までの児童生徒を対象として、禅を取り入れた一泊から五泊の集団宿泊研修を行っております。私たち一行が視察したときは橋高校の生徒が座禅を組んでいるところであります。変化の激しい現代社会の中で心の静寂を修養することは、青少年の心の荒廃が叫ばれる折、非常に教育効果の上がる方法の一つではないかと感じました。

二日目は久能山東照宮を視察いたしました。ここは徳川家康を祭るため二代将軍秀忠が造営させたもので、日光東照宮に比べるとやや地味ではあるものの、桃山時代の技法をも取り入れた江戸時代初期の代表的建造物として国の重要文化財に指定されております。また、同宮博物館では家康の遺品を初め同宮が所蔵する宝物を展示しており、その中には貴重な多くの国の重要文化財が含まれております。

次いで東海大学海洋科学博物館を視察いたしました。世界最大のガラス海洋水槽、三百五十種二万匹の魚等を擁するこの博物館は、我が国唯一の海洋科学をテーマにした水族館で、毎年五十三万人前後の来館者があり、社会教育施設として好評を博しているとのことでありました。

続いて県立静岡南部養護学校を訪れました。この学校は肢体不自由の児童生徒のための学校で、隣接する静岡医療福祉センター児童部の入所者及び島田病院と静岡地区の在宅の訪問教育対象者が入学しております。教育課程は障害の程度に応じて四種類編成されております。また、児童部に入所して医療・訓練を受けながらの教育は、ともすれば人間関係や生活経験に幅の狭さや偏りが生じやすいことから、校外学習、交流教育、合同養護訓練といった体験的な学習を重視しているとのことでありました。

同校を後に、国の特別史跡である登呂遺跡と出土品を展示した登呂博物館、県が生んだ染色の第一人者である芹沢銈介の作品とコレクションを展示した芹沢銈介美術館の視察を最後に、派遣日程を終えました。

なお、本報告で詳細に触れることのできなかった静岡県の要望につきましては、本日の会議録の末尾に掲載していただくようお願い申し上げます。

最後に、この場をかりまして、視察先の関係者の方々の後芳吉に感謝し、改めて御礼申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長(柳川覺治君) これをもちまして派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの派遣報告につきましては、別途派遣地での要望等をまとめた報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳川覺治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

〔参照〕

陳情書

静岡県教育行政の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り深く感謝申し上げます。本県におきましては、教育の重点目標に「明日に向かってたくましく生き抜く心豊かな県民の育成」を挙げ、この実現に向け鋭意努めているところであります。

ここに取上げました施策は、明日の人材を育て、地域の教育・文化の振興を目指す本県にとって、最も急を要し、かつ重要な施策であり

ます。つきましては、財政事情等の厳しい折ではあります。このたびの御来県を機に、これら重要施策の推進に格別の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成二年一月 静岡県知事 斎藤滋与史

一 学級編成及び教職員定数の改善について
公立義務教育諸学校並びに公立高等学校における児童・生徒の学級編成及び教職員の定数改善については、第五次並びに第四次改善計画を策定し、年次計画により実施されていきます。

この改善は、計画達成年度まで残すところ二年となりましたが、児童・生徒一人ひとりに行き届いた教育を行うために四十人学級改定プランを計画どおり実施すること及び校長・教諭等の充足率の改善の継続とあわせて、養護教員、事務職員、学校栄養職員の充足率の改善を図ることをお願いいたします。

また、公立高等学校における四十人学級編成の実現に向けて、鋭意検討をするようお願いいたします。

二 公立文教施設整備事業の推進について
公立文教施設整備については、年々施設基準の改善等により、その充実に図られています。

近年、教育内容や方法の多様化への対応、安全で優れた教育環境の整備など、質の高い学校施設整備への要請は益々高まっておりますので、これらの要請に応えるため所要の事業量の確保をお願いいたします。

また、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備計画により実施してきた公立文教施設整備事業について、引き続き整備の必要があるため適用期間の延長をお願いいたします。

三 私立高等学校等経常費助成の充実について
教育における私立学校の重要性にかんがみ、その経営基盤の確立、教育水準の向上及び父母負担

の軽減を図るため、静岡県においても、高等学校以下の私立学校に対し、国の施策に呼応しながら、經常費の助成を実施しています。
私学助成水準の一層の向上を図るため、国庫補助金の増額をお願いします。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立劇場法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律

国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

日本芸術文化振興会法

目次中「第三十八条・第三十九条」を「第三十八条・第四十条」に改める。

第一条中「国立劇場は」を「日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて」に改め、「もつて」の下に「芸術その他の」を加える。

第二条中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）」に改める。

第三条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第四条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第三項中「国立劇場」を「予算で定める金額の範囲内において、振興会」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第四条第五項を削り、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一

項を加える。
4 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、振興会に追加して出資することができ、

第五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（名称の使用制限）
第五条の二 振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。
第六条及び第七條中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第八条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第二項及び第三項中「国立劇場」を「振興会」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第十四条から第十八条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第十九条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。
一次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動
第十九条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一

項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。
第二十条から第二十四条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第二十五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「つて」を「付けて」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「おかなければ」を「置かなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（区分経理）
第二十五条の二 振興会の経理については、第十九条第一項第一号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
第二十六条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「うめ」を「埋め」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第二十七條第一項中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第二十八條中「国立劇場」を「振興会」に、「たてて」を「立てて」に改める。
第二十九條中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（芸術文化振興基金）
第二十九條の二 振興会は、第十九条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、第四條第三項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
2 前条の規定は、基金の運用について準用する。
この場合において、同条第三号中「金銭信託」

とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
第三十条から第三十五条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第三十七條中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「第二十條第一項」を「第十九條第二項、第二十條第一項」に改め、同条第四号中「第二十九條第一号」の下に「第二十九條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。
第三十八條中「国立劇場」を「振興会」に改める。
第三十九條中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第二十九條の二第二項において準用する第二十九條の規定に違反して基金を運用した」に改める。
本則に次の一条を加える。
第四十条 第五條の二の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 国立劇場は、この法律の施行の時にあって、日本芸術文化振興会となるものとする。
第三条 この法律の施行の際現に日本芸術文化振興会という名称を用いている者については、改正後の日本芸術文化振興会法第五條の二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（建設省設置法の一部改正）
第五条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第五十八号中「国民金融公庫」の下に、「日本芸術文化振興会」を加える。
（地方税法の一部改正）
第六條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六部 文教委員会会議録第一号 平成二年三月二十九日【参議院】

第七十二条の四第一項第三号、第七十三条の四第一項第十一号及び第三百四十八条第二項第十七号中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会」に改める。

（所得税法等の一部改正）
第七条 次に掲げる法律の規定中国立劇場の項を削り、

日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)	に改める。
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)	を

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第四七号)(第五二号)

一、私学助成の大幅増額、高校四十人学級の早期実現に関する請願(第五二号)

一、高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額に関する請願(第五七号)

一、高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第七〇号)

第四七号 平成二年三月十三日受理
高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(四通)

請願者 広島市佐伯区五月が丘二ノ一七ノ三二 岡田信彦 外三万九千九百九十九名

紹介議員 藤田 雄山君

今日、日本の教育において、私学教育の公教育に占める位置は大きなものがある。それにもかかわらず、私学に対する経常費助成は、昭和四十五年度に開始されて以来、当初五年間で五十%の補助が公約されていたが、私大経常費に占める助成金の割合は昭和五十五年度の二十九・五%を最高に以後急速に低落し、昭和五十八年、五十九年度予算における大幅な削減額が今日もまだ回復されていない。そのため、今年度の私大の初年度納入金は、百三万五千六百六十四円(文部省、高校以下についても、東京都の初年度納入金の平均は六十七万九千九百九十四円、こうした事実は明らかに父母の学費負担の限界を超えたものであり、教育の機会均等の原則を破壊し、公教育としての私学を否定するだけでなく、日本の教育を一層困難で深刻なものとしている。さらに、平成二年度から始まる中卒生徒数の急減は、十年後には今年度の三分の二にまで激減する。もし、この事態を放置するならば、私学の学費は際限のない値上がりを経済的に成り立たなくなることは明らかである。これでは、公教育としての私学の存在が否定されるだけでなく、生徒急増期に果たした私学の役割も全く無視されることになってしまふ。また、いうまでもなく、生徒急減期は教育条件を整備、改善する好機でもある。現在、教育荒廃が叫ばれる中で、生徒一人一人に行き届いた教育をするため

には、公私立を問わず、四十人学級の早期実現と三十五人学級への移行、学校規模の適正化は必須の条件であり、国民の切実な要求でもある。しかし、この条件を私学で整えるためには、一般の経常費助成だけでは極めて困難であり、急減期という特殊な社会的要因を私学の内部努力だけで乗り越えることは到底不可能である。したがって、私たちは、公立高校の四十人学級の早期実現とともに、私学においても四十人学級、学校規模の適正化に対応できる助成と父母負担軽減のための授業料一律助成を内容とする急減期対策特別助成の実現を強く求める。このことは、多くの矛盾と困難を抱える今日の後期中等教育の諸問題を解決する上で、欠くことのできない緊急の課題である。ついては、従来から要請してきた経常費二分の一助成の早期達成や施設・設備助成の実現などとともに「急減期特別助成」の実現に向け、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、高等学校の四十人学級を速やかに実施し、三十五人学級を目指すこと。

二、私学に対しては、四十人学級、学校規模の適正化、縮小のための「急減期特別助成」を実施すること。

三、父母負担を軽減し、学費の公私格差を抜本的に是正するために、経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、授業料一律助成を実施すること。

四、老朽校舎の改築や設置基準を充実するための施設設備の拡充を図るために必要な財源措置を行うこと。

五、地方交付税交付金の私学関係予算にかかわる積算単価を大幅に引き上げること。

第五十一号 平成二年三月十三日受理
高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島市佐伯区五日市五ノ九ノ八 岩崎克之 外十一万九千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五二号 平成二年三月十四日受理

私学助成の大幅増額、高校四十人学級の早期実現等に関する請願

請願者 大阪府門真市北栗本町三三ノ三二 木原正夫 外二百九十九名
紹介議員 西川 潔君

高校四十人学級の実施(三十五人以下学級への移行)と学費父母負担の軽減・公私格差解消は、すべての子供の豊かな成長に不可欠である。国民が教育に求めるものは臨教審による「改革」ではなく、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等である。これの実現のためには、教育条件の抜本的改善がまず必要であり、生徒減少期こそ、その絶好のチャンスである。そして、これは軍事費や大企業向け予算を削ることで十分可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学助成を大幅に拡充すること。

1 経常費二分の一の助成を直ちに実施するとともに、授業料・入学金への助成制度を確立すること。

2 私立高校の四十人学級実施、三十五人以下学級への移行、学校規模の適正化、父母負担軽減のための「急減期特別助成」を実施すること。

3 私立高校への施設・設備費補助制度を確立すること。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の四十人学級(工・農等三十五人、定時制二十五人)を早期に実現し、更に三十五人以下学級へ移行すること。

三、父母負担の軽減を図り、教育費無償化(国際人権規約A規約第十三条二項のb・c号)への努力をすること。

第五七号 平成二年三月十四日受理

高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐屋町大字大野字茶

木二二六 戸川美智子

紹介議員 吉川 博君

教育の荒廃を無くし、どの子にも全面発達を促す教育を進めるためには、一人一人に手が届く体制と条件が必要である。しかし、現状のように、一クラス四十七人の過大学級の下では、一人一人の子供と人間的に触れ合い、その能力と個性を引き出し、しっかりと全面的に伸ばしきるには大変な無理がある。その上に、急増期の間に膨れ上がった過大な学校規模が教育困難を増している。諸外国ではごく一部の例外を除き、高校の学級定員は二十五・三十五人が常識になっているのとは比べても、日本の中等教育の教育条件整備の後ははつきりとしている。もう一つの重大な教育問題は、準義務教育化された高校における父母の教育負担が家計を大きく圧迫し、子供にも様々な影響を与えていることである。特に私学の高学費、五・三倍にも及ぶ大きな公私格差は教育の機会均等を著しく損ない、受験競争を激化させる重大な要因にもなっている。以上の問題を一刻も早く解決することは、父母・国民の切実な要求であり、圧倒的な世論でもある。平成二年度から中卒生徒数の減少が始まり、十年後には今年度の三分の二にまで激減する。この生徒急減期こそは、四十・三十五人学級の実現、学校規模の適正化、進学率の向上、公私格差の解消など教育条件を抜本的に改善する好機でもある。したがって、私たちは、当面、高校の四十人学級の実現と父母負担の軽減に向けて、直ちに着手するよう強く求める。その場合に、この条件を私学で整えるためには一般の経常費助成だけでは、極めて困難である。むしろ、このままでは私学は生徒数の急減によって深刻な財政危機に陥り、膨大な学費値上げを余儀なくされることとが目に見えている。急減期という特殊な社会的条件の激変を私学の内部努力だけで乗り越えることはできない。したがって、私学に対しては「急

減期特別助成」がどうしても必要である。具体的には、私学においても四十人学級（三十五人学級への移行）と学校規模の適正化・縮小に対応できる特別の助成措置と、父母負担軽減のための授業料一律助成の実現が不可欠の課題となっている。これらの点を実現するならば、多くの矛盾を抱えた今日の後期中等教育の諸問題が一挙に解決に向かうことは間違いない。ついては、日本の未来を担う子供たちのために、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、高等学校の四十人学級を速やかに実施し、三十五人学級を目指すこと。

二、私立学校に対しては、四十人学級、学校規模の適正化・縮小に対応できるよう「急減期特別助成」を実施すること。

三、教育費にかかわる父母負担を軽減すること。父母負担の公私格差を是正するために授業料直接助成を抜本的に拡充すること。また、教育費支出に対する課税控除の措置を講ずること。

第七〇号 平成二年三月十五日受理

高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願（四通）

請願者 広島市南区東雲本町一ノ一ノ三

池田隆志 外三万九千九百九十九

名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は三月二十二日）

一、国立劇場法の一部を改正する法律案

平成二年四月九日印刷

平成二年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局